

午前10時30分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。ただいまより企画総務委員会を始めさせていただきます。着座にて進めさせていただきます。連日お疲れさまでございます。

欠席届が出ております。広報広聴課長、林課長が、公務出張のため欠席でございます。

本日の日程及び資料をお配りしてございます。環境まちづくり部が報告7件、政策経営部が報告3件、これに沿って、日程どおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。それでは、日程、報告事項に入ります。

環境まちづくり部（1）「東京都パートナーシップ宣誓制度」の活用に伴う区民住宅条例施行規則等の改正について、理事者から説明を求めます。

○緒方住宅課長 環境まちづくり部資料、お手元でございますでしょうか。こちらに基づきましてご説明いたします。

区は、「東京都パートナーシップ宣誓制度」による受理証明書などを区のサービス事業等に活用することとしましたので、ご案内のとおり、第3回定例会で、区民住宅条例等の条例改正議案を提出してございます。

これに伴いまして、関連する区民住宅条例施行規則等の規定を整備します。

規定整備の中で、パートナーシップ関係の相手方も住宅の使用継承者に含めるということに当たりまして、第3次住宅基本計画でも課題としてございます使用継承者についても、見直しを行います。

目的としましては、（1）パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげる。（2）公営住宅利用機会の公平性の確保。

2、改正対象規則としましては、千代田区民住宅条例施行規則、千代田区営住宅条例施行規則でございます。

3番目、使用継承者の改正内容でございます。使用継承につきましては、平成17年に国交省から公営住宅管理の適正な執行について文書が発出されたことから、平成17年度には、都営住宅が改正しまして、続いて特別区の20区が、現在、改正してございます。

東京都及び多くの区が、これまで配偶者及び3親等が引き続き使用継承できたということを、改正後には、60歳以上、1年以上居住している配偶者及び1親等として、子ども世帯まで継承できるよう改正しているところが多くございます。

本区では、今回、様々なご家庭のパターンを想定しまして検討を重ねました。今申し上げているように、他区のように1親等としてしまいますと、例えば、結婚して実家を離れた娘さんが、障害のあるお子さんを連れて実家に戻った。そのお子さんが万が一なくなった場合、祖父母と障害がある子となって、障害があるお子さんのみ残され、祖父母が亡くなったというようなケース、住居を失うというようなことになりかねないというケースなども想定いたしまして、他区のように、配偶者と1親等ではなく、配偶者と病気にかかっている子と、その他の特別の事情を有する3親等内の血族という改正案に至りました。

施行は、令和4年11月1日を予定しております。

報告は以上です。

○嶋崎委員長 はい。報告を頂きました。委員の皆さんからの質疑を受けます。

○木村委員 パートナーシップのほうは、これはもう、非常に結構なことだと、そういう

ふうに思います。で、もう一つの、公営住宅利用機会の公平性確保であります。これについて、ちょっと伺いたいんですけども。

これによると、要するに、借りている方が亡くなった場合は、使用者の配偶者又は病気にかかっている3親等内の血族もしくは姻族と。で、これは、公営住宅施行令でしたっけ。公営住宅法の施行令はどうなっているんでしたっけ。施行令、ちょっとそれ、ご説明ください。

○緒方住宅課長 お手元資料の3の右側の改正前が、区営住宅条例施行規則を規則改正で対応して、右側のとおり、今、使用者の配偶者及び3親等内となっているところを今回のパートナーシップを入れて、また、病気にかかっていることなど、その他の特別な事情を有するところを追記するというような形の改正を考えてございます。

○木村委員 使用承継にかかって公営住宅法の施行令が変わることで、今、全国の自治体が、随分前に変えたわけじゃないですか。で、現在の法律の、法令のほうの。ええ。

○緒方住宅課長 失礼いたしました。はい。配偶者のみとなっております。

○木村委員 配偶者。あれっ、あと、高齢者もよかったんじゃないか。

○緒方住宅課長 現在の施行令……

○嶋崎委員長 配偶者だけじゃない。

○木村委員 高齢者も……

○嶋崎委員長 高齢者は……

○緒方住宅課長 あ、失礼しました。配偶者及び60歳以上の高齢者ということですね。

○嶋崎委員長 木村委員。

○木村委員 結構、それで、こう変えているところがあって、で、これは別に年齢じゃなくて3親等内の血族・姻族であるならば、これは40歳、50歳——あ、だから病気か。特別な事情がある方と。

○緒方住宅課長 そうですね。はい。

○木村委員 そうすると、これ、配偶者と、それから60歳以上の、例えば80歳の使用者が亡くなったといった場合、子どもさんが60歳だったといった場合は、これは大丈夫なわけですか。

○緒方住宅課長 1年以上の居住歴がある60歳以上の方ということで、あと、そもそも公営住宅ですので、基準の——あ、所得基準も一定以下ということにはなっております。

○木村委員 そうしますと、例えば59歳以下の方が子どもさんでいらしたといった場合、病気でもなくなったら、もう、そこは承継できないということですね。ちょっとこれ、確認。

それからもう一つは、この特別な事情というのはどういった事例を想定しているんでしょうか。

○緒方住宅課長 まず、2点ご質問を頂きまして、1点目の59歳以下になると、という点につきましては、ご指摘のとおり、59歳以下の方は適用にならないこととなります。

で、2点目の、病気その他というところの特別な事情というところでございますが、一般的に、愛の手帳を持っているとか、精神手帳を持っているですとか、そういった一般的に公営住宅法でいろいろ定めているところを、この、別に私どもの規則のほうで定める予定でございます。

○木村委員 実際、国の法令が変わったことを受けて、いろんな自治体で条例あるいは施行令を、規則を変えていったところがあるんですけども、そういった状況を踏まえ——また改めて見直しているところが結構あるんですよ。なぜかという、若い人たちがいなくなっちゃって、自治会の運営が成り立たなくなってしまうと。それで、一代限り継承を認めるとか、いろんな形で、見直したものをもう一度見直しているという事例が結構あるようなんです。

で、これは、23区の中でも結構早めに見直したところがあったと思うんだけども、そういったところでの事例だとかというのは踏まえた上での、今回の提案となったんでしょうかね。

○緒方住宅課長 木村委員のご指摘のとおり、常に状況に応じて改善されているということは課長会などでも情報交換はしているところでございますが、ご案内のとおり、本区の公営住宅の倍率、80倍ですとかから100倍近い倍率でございますので、そういった情報は入っておりますが、今回の目的としましては、やはり公営住宅の利用機会の公平性というところに着眼を置きまして、申し上げましたように他区20区が既にいろいろ動きをしている中で、まずはこの、まず一族の方々が次々に住むことができるという現状は修正すべきではないかということで、改正させていただきたいと考えております。

○木村委員 もちろん、利用機会の公平性の確保というのは、行政ですから、これは大事なことだと思うんですね。ただ、その公平性というのは、住まいの安定を確保する方向で見直していくのが本来の在り方で、さらに不安定さを加速させるような方向での公平性というのは、見直しのやり方としては間違っているんじゃないかなと、そう私は思うんですよ。

昨日も総括で、うちの会派の牛尾議員が言っていたけれども、例えば公営住宅に入りたくても入れないと。で、そういった人たちへの言わば補完措置として、これまで公営住宅に入れるまでということで家賃補助をしていたわけですよ、助成期間というのは。で、それが5年間ということで、助成期間が限られてしまったと。これを、公営住宅に当たった人と、何度申し込んでも当たらない人との公平性というのは、そういった助成期間を延長することで公平性を確保すると、それが本来のやり方じゃないかと思うんですよ。今入っている人を、住み続けられることを、その承継を見直して、住み続けられることを困難にすることで公平性を保つというやり方は、私は、やり方としては間違っているんじゃないかなと。

その辺について、やはり全国の事例も踏まえ、また運用に当たっては、これはちょっと、自治会の運営等ですね、これは問題だということになったら、やはり見直していくということも、私は視野に入れておく必要があるんじゃないかと思うんだけども、どうでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 区営住宅の取扱い、運営については、区として主体的に取り組むということ、もちろんございます。一方で、やはり、都営住宅の取扱い等に準拠する部分もあるだろうと。都心部において、都営住宅の運用もされているということがございます。そういった中で、都営住宅については、やはり適正な入居者管理の推進ということで、ご案内のとおり、原則として配偶者のみを対象として継承する厳格な運用を行っていきますよというような方向性が出されているかと思えます。新たな都の住宅マスタープ

ランの中でも。

それに対して、我々のほうとしては、この規則にもございますように、そういった配偶者のみというような都営住宅に準拠した考えをする中で、入居の公平性を保つという考え方も検討したところでございますが、ある意味、木村委員からのご指摘のような趣旨も踏まえて、今回こういった一定の事情の下に、3親等というところの中で折り合いをつけていくということで検討をしております。

で、コミュニティの課題については、やはり、例えば周辺区のような大規模な公営住宅があるような状況と千代田区における状況というような違いもあるかなというように思っております。

それから、今後、例えば期間限定の入居などを、例えば子育て世帯への期間限定の入居などの検討をするという可能性はあるのかなというふうに思っていますけれども、そういった課題については、住宅基本計画の改定の中で、今日頂いたご指摘も踏まえて検討していきたいというふうに思っておりますが、当面は今回お示しした規則改正の中で対応させていただきたいというふうに考えております。

○木村委員 一つ、ちょっと最後に、その運用についてだけ、ちょっとお願い、要望しておきたいと思うんですよ。

今回の規則が変わって、で、対象者がいらして、出なくちゃいけないといった場合に、機械的な運用で住まいを失うなんていうことがあったら、これはもう最悪ですので、その辺の運用については十分、人権に配慮した形での対応というのをお願いしたいと思うんですけども、それについてお考えをお聞かせください。

○緒方住宅課長 木村委員のご指摘につきまして、現在入居中の方が今回この改正に伴って適用する方がいらっしゃるかということも確認しましたが、これを改正したことでどなたかに退去を願うというような方は、まず、いらっしゃいません。

また、今後につきましても、やはり、その方の家庭のご事情ですとか、丁寧に聞き取りながら、出ていってもらうですとか、そういう強硬なことをするのではなく、状況に応じた対応をしていきたいと考えてございます。

○嶋崎委員長 いいですか。はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、（１）「東京都パートナーシップ宣誓制度」の活用に伴う区民住宅条例施行規則等の改正についての質疑を終了いたします。

次に移ります。次に、（２）地区計画の見直し方針の策定について、理事者から説明を求めます。

○前田景観・都市計画課長 それでは、環境まちづくり部資料2-1、2-2、2-3に基づきまして、資料のご説明をさせていただきます。本日は、地区計画見直し方針の策定に際しまして、パブリックコメント及び説明会を実施いたしましたので、まず、そのご報告と、そして、その後に、検討部会も開催してございますので、そちらのご報告も併せて行わせていただきます。

資料2-1をご覧くださいよろしいでしょうか。項番1、パブリックコメントでございます。

（１）の概要でございますけれども、パブリックコメントにつきましては、８月２２日から９月５日、この間に、記載の募集方法、周知方法にて実施をしたところでございます。

意見者数といたしましては、（２）でございますけれども、計４１人の方からご意見を頂戴したといったところでございます。この４１名から頂いたご意見を、（３）意見の区分と件数ということで整理をさせていただいたところ、第１章からその他まで、計１０３件のご意見を頂戴しているといったところでございます。後ほど、（４）パブリックコメントでの意見をご案内させていただければというふうに存じます。

おめくりいただいて、裏面、ご覧いただいておりますでしょうか。地区計画の見直し方針に関する説明会でございます。

（１）説明会の概要でございますけれども、説明会につきましては、８月２４日、３１日、９月３日の３日間、実施をしたといったところでございます。開催の詳細といたしましては、表の部分、ご覧いただければと存じますけれども、万世橋出張所、麴町出張所、区役所の３か所にて、各日２回、実施をいたしまして、計６５人の方にご参加を頂いたところでございます。

（２）では、参加者の属性をつけさせていただいております。参考にご確認を賜ればというふうに考えてございます。

（３）のところでは、説明会の意見ということで、別紙で資料２－３をご用意させていただいております。

続きまして、資料２－２と資料２－３、こちらを用いまして、パブリックコメントの説明会のそれぞれの意見等のご案内をさせていただければというふうに存じます。

初めに、２－２、パブリックコメントの意見につきましてご説明をさせていただきます。

資料の見方でございますけれども、左から順に意見の該当箇所を、序章から順に整理をしてございまして、続いて、提出者の属性、意見の概要とその意見に対する区の考え方を記載してございます。ボリュームがありますので、恐縮でございますけれども、ポイントを絞ってのご説明とさせていただければというふうに存じます。

主に第３章、第４章、こちらにつきましてご意見を頂戴しているといったところでございます。

第３章では、大きく１点、ご説明をさせていただきます。高度利用型地区計画、こちらにつきまして、記載の削除を求める趣旨のご意見を頂戴してございます。ちょっと資料をご覧いただくところでは、おめくりいただいて２ページ、No.8、また、３ページ目のところでも、No.11であるとか12、高度利用型地区計画に対してのご意見、おめくりいただいて４ページ、こちらNo.14のところ、高度利用型地区計画に関する記載の削除のご意見ですね。そのほか、５ページにわたっても、17、18、19と、さらには、６ページ目のところでも、21、22、23ということで、こちらの記載についてのご意見を頂戴しているといった状況でございます。

区の考え方といたしましては、３ページ、ご覧になっていただければと存じますけれども、３ページのNo.12、真ん中の右側のところ、区の考え方をお示ししてございます。少し読み上げさせていただければと思っておりますけれども、地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではない生活利便施設等を誘導できるようにするために、一般型地区計画と千代田区地区計画に加えて、

新たな仕組みとして高度利用型地区計画、こちらを用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させたと。また、地区計画の策定見直しを検討するかどうか、こちらにつきましては、地区の住民の皆様で話し合っただけのもの、検討していただくものということで、ご回答をさせていただいているものでございます。

さらには、この高度利用型地区計画、この適用をどこで想定しているのかという趣旨のご意見も頂戴してございます。この委員会の中でも頂いたところでございますけれども、おめくりいただいて5ページ、No.20の区の方のところでございます。千代田区型地区計画で住宅の量の確保が十分と捉えられている地区ということで、その中において、住民等の皆様は、住宅ではなく住環境の向上をさせることが課題と考えている地区を想定しているということで、お答えをさせていただいております。

続きまして、第4章の部分でございます。第4章では、特別委員会のほうでも議論があることでございますけれども、公聴会の開催につきまして、ご意見を頂戴してございます。ページとしましては7ページをご覧くださいだけだと思いますが、No.27、28、そして31……

○嶋崎委員長 27じゃない。番号が違う。

○前田景観・都市計画課長 あ、すみません。ナンバー、あ、すみません、ちょっとずれてしまって恐縮です。ナンバーは、ページ数で言うと6ページ、はい、でございます。

○嶋崎委員長 ページ数が違っているんだな。

○前田景観・都市計画課長 ページ数、失礼しました。

○嶋崎委員長 6ページの27、28。

○前田景観・都市計画課長 はい。ナンバーの27、28ですね。はい。そして、No.31と、7ページにわたってですね。こちらで公聴会の開催を必須ということで、ご意見を頂戴しているといったところでございます。そのほかにも、No.34、35、38と、そうしたところでも公聴会の開催について、希望する旨のご意見を頂戴しているといったところでございます。

区の方といたしましては、ページ数6ページのNo.28のところをご覧くださいというふうになります。お答えといたしまして、法定手続きにつきましては、都市計画法に基づき、公告・縦覧等が行われるものというふうにと考えていると。で、法定手続きとは別に、各地区が任意で、地区外の意見を聴取するかどうかにつきましては、地区内の中で検討することというふうにお答えをさせていただいているといったところでございます。

それから、ページ数が7ページになりますけれども、7ページの31、一番上のところの31ですね、こちらの中でも、区の方といたしましてお答えをさせていただきますけれども、まずは地区計画の見直し方針の中で、今回お示ししています5ステップということで、法定手続きの前段階の検討ということでお示しをさせていただきますけれども、やはり、これは地区の中で検討すべきということで、もちろん、できればこういった合意形成ということで、意見集約ということで、法定手続きに入る前段階から地区の中で話し合っただきたいということで記載をしておりますけれども、なかなか、強制といったところまでは難しいかなというところで、記載もさせていただいているといったところでございます。

続きまして、説明会のご説明をさせていただければというふうに思います。資料といた

しまして、環境まちづくり部資料2-3、ご用意いただいておりますでしょうか。説明会のほうも、大変恐縮でございますけれども、ポイントを絞ってのご説明とさせていただきます。

まず、前提に、パブリックコメントと同様に、高度利用型地区計画、公聴会の開催についてのご意見を頂戴しております。その部分以外で大きなところといたしまして、第3章の中で、量から質という中で、質とは何かということにつきまして、そうした趣旨のご意見を頂戴しているといったところでございます。

ページおめくりいただきまして3ページ、ご覧いただいておりますでしょうか。No.14、15ということで、量から質という話を頂いておりますけれども、質とはどういったものなのかということ、ご意見を頂戴しております。そうした量から質のこの質についてのご意見が、ほかのページでもご意見を、といったところで、少しページは飛びますけれども、6ページをご覧いただきますと、No.33、34、35と、やはり質についてのご意見を頂戴しているといったところでございます。

区の考え方といたしましては、ちょっとお戻りいただくんですけども、3ページのNo.14の回答のところをご覧いただければというふうに存じます。

まずは、量から質ということで、まずは量は、住宅床のことを指しておったところですが、質につきましては、地区の皆様と地区計画の見直しを考える中で整理していくべきものということで、ご説明をさせていただきます。

また、少し、No.15の区の回答のところもご説明させていただければというふうに思いますが、ここの「また、」以降のところでもご案内していますように、地区の目指す将来像についても、地区計画で定めていくことが必要になりますよと。例えば、川沿い、川に顔を向けたまちづくりを行いたいという意向であれば、まず、そういった将来像、こうした記載をすることというのも大事なのではないかと。やはり、質ということでどこまで制限をかけていくのかということはあると思いますが、将来像、こうしたところの共有も大事だということのご説明もさせていただきます。

資料、いろいろ動いて恐縮でございますけれども、資料2-1のレジユメのほうにお戻りいただいておりますでしょうか。項番3の検討部会の開催状況につきましてご説明をさせていただきます。

(1) 第6回の検討部会を9月14日に開催をいたしましたところでございます。パブリックコメント、説明会のご報告をしまして、内容につきましてご議論を賜ったものでございます。本日は、検討部会の際の資料を、参考資料ということで本編をおつけさせていただきますので、参考にご活用いただければというふうに存じます。こちら、恐縮でございますけれども、一部の意見のご案内とさせていただきますというふうに存じます。

まず、主な意見の中のイ、ご覧いただければと思います。「質」につきましてご意見を頂戴しております。やはり、「質」については、地区の中で話し合ってくださいというのが良いと。行政は、質の向上のために「支援をしていく」と、そういった体制を示すことが重要ではないかと。説明会やパブリックコメントの意見として、「質」とは何かという疑問が住民から出てくるということは良いことで、議論の場ができていくということだというふうに考えてはどうだろうかということで、ご意見を頂戴しております。

また、ウのところでございます。こちらでは、「高度利用型地区計画」、こちらについてのご意見を頂戴してございます。こちらは、どうしても名称上「高度利用型地区計画」というところでありますけれども、質的な面を捉えた制度であるけれども、住宅の量についての制度である「用途別容積型地区計画」と同じような側面があるというふうに考えると。都市計画の歴史から見ると、まず区画整理等によって都市基盤の整備を行い、住宅の量を確保する時代があった。それに対しては、容積を付与するために都市基盤を整備するという意味では同じであるけれども、住民の数、夜間人口の確保を目的としているのではなくて、地域にとって必要な便利施設や文化施設、移動のために必要な空間などの確保を目的として容積率を付与するという考え方となりますので、どちらの制度も容積率の付与としているけれども、やはり量から質への転換であるというふうに考えるということで、ご意見を頂戴してございます。

また、エのところでございます。どうしても広域的な都市計画の中で考えると、千代田区としては、そもそも高度利用していかなければならない地域であるということ。そうしたところで、広域的都市計画に対応した形の土地利用を行うことが必要だということで考えるということで、ご意見を頂戴してございます。

また、広域的都市計画の中の位置づけも踏まえた、ポテンシャルに沿った利用を誘導するけれども、誘導の中身が変化してきたのではないか。量から質への転換について、質を向上するために床面積が必要になることもあって、一定程度の床が増えるということはあるだろうということで、ご意見を頂戴してございます。

最後に、（２）の今後のスケジュール、ご説明をさせていただきます。本件につきましては、ご意見の深度化、ご議論の深度化、そして周知における時間軸等の関係から、議会からもご意見を頂戴いたしまして、およそ半年の期間、検討期間を延長して、進めてまいったところでございます。今後につきましては、今月開催予定の都市計画審議会の中でも報告することを予定してございます。その後、11月下旬を目途に、庁内手続を進めて策定ということを考えてございます。また、これら、本日の内容、パブリックコメント等の考え方につきましても、今後、ホームページ等に公表することを予定してございます。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。理事者から説明を頂きました。質疑を受けます。

○小枝委員 ありがとうございます。説明会も頑張られて、それに対しての一つ一つの回答をされたということで、今日、これ、突然頂いているものですから、今のお話の範囲のことしか分かりませんが、大体論点は、論点は分かりました。

で、その論点から申し上げますと、感じたところは、1点、ここでもちろん結論を出すことではないのかなという気はしますが、一つは16条問題については、やらねばならないかどうかというのは幅を持つことはありと思いますが、東京都さんなんか、フローチャートの中にちゃんと公聴会と位置づける中で、丁寧な説明会を行ったものについてはやらぬとか、まあ、運用面において弾力性を持たせているんじゃないかなというふうには思うんですね。だから、ゼロ、100ではなくて、位置づけるという辺りの、何ていうんですかね、落としどころというか、折り合いというのはお考えになっていないんですか。

○前田景観・都市計画課長 ただいま小枝委員のほうから、地区計画の手続に関するご質問、ご意見を頂戴したところでございます。本日は、委員の皆様限りということで恐縮で



ございますけれども、参考資料ということで、本編をつけさせていただいてございます。

こちらの中には、地区計画をどのような形で手続を行っていくのかということも明記してございまして、ページ数、恐縮でございますけれども、60、61、お聞きいただいてよろしいでしょうか。

○小枝委員 はい。

○前田景観・都市計画課長 はい。まず、左の60ページのほうが、公聴会、一般的な地区計画の策定フロー図ということで、右側が地区計画における都市計画提案制度のフロー図ということでおつけしてございます。ただいま16条のところでご質問いただきましたけれども、この左のほうでご案内させていただきますと、必要に応じということがございまして、まず16条の2項、中段のところで行っていくこともありますけれども、必要に応じ、公聴会の開催等による住民の意見の反映といったところも、フローチャート上は落とさせていただいているといったところでございます。

○小枝委員 分かりました。そうでしたら、そうですね、位置づけとしては入ってきたというふうに受け止めたいと思います。

ただ、ご説明において、1項と2項の関係性のところは、注意して言われたほうがいいのかというふうに思います。2項は、条例をつくりなさいよとなっているからつくっているのあって、1項は、条例をつくらなくても——まあ、千代田区では昭和50年の、何でしたか、規則、あります、公聴会規則はありますが、それはもう土台として、もうあるものだというところのイメージの仕切り直しというのは、正確にしていってほしいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○前田景観・都市計画課長 ただいまのご意見の部分は、特別委員会のほうでもまさしく16条についてご意見を頂戴しているところでございます。今後、法規の見解、国交省による運用の見解、整理していく形になりますけれども、それらを踏まえて、私たちのほうもご案内のほうをしっかりと行っていきたいというふうに存じます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○木村委員 量から質という問題についても一つの論点になったと、ご報告いただきました。それで、ずっと、量から質へというのがこの間言われていて、例えば住宅でも、もう量的には、人口減少社会でもう十分だと。で、これから質だということで、国も含めてずっと変わってきているわけじゃないですか。

そういう中で、どういうふうになってきたのかということ、低所得世帯が住めなくなってきたわけですね。確かに、量、住宅戸数は増えたかもしれないけれども、低所得世帯、いわゆる庶民が手の届く住宅数は減っているわけですよ。だから、一般的に戸数は増えても、低所得世帯が手の届く住宅戸数そのものは減ってきている。

そうすると、ジェントリフィケーションとよく言われるけれども、再開発を進めると、一定の所得階層しか住めないまちになってきているという、そういう状況に、私、千代田区はなっていると思うんですよ。で、一般的に量から質へということで、一般的には確かにそうだなというふうに受け止められるんだけど、現実には中・低所得階層が住めないまちになってきているんじゃないかという視点も必要じゃないかと思うんですよ。

考え方として、質はその地区の人たちがみんな考えていこうと。質はこうだというこ

とで、行政が確かに押しつけるものではないと思うんですよ。その地区の人たちが、住民が、どういうまちにしていくのかということで質は、という区の見方は、私はそのとおりだと思うんですね。ただ、量から質へというその大きな掛け声の中で、だんだん一定の所得階層以上の人じゃないと住めないまちになってきているということでもいいのかというのは、地区計画の中でも、行政として持たなくちゃならない視点じゃないかと思うんだけど、ちょっとそれについての見解を伺っておきたいと思います。

○前田景観・都市計画課長 ただいま木村委員のほうから、ジェントリフィケーション、こちらについてのご意見を頂戴したところでございます。今回の地区計画のところは、特に大きな再開発とかというわけではなくて、一般型、千代田区型といったところで展開しているところでございますので、ここの中でどう、大きく変わってきたかというところの課題はありますけれども、ご指摘のある、この機能更新が行われたりすることによって、建物として価値が上がる。それこそ固定資産税が高くなる。それはメリットなのかデメリットなのかといった考え方があるだろうと。で、それに対して価値が向上したことによって、その地域の中、地区の中で格差が生じてしまう、そういった状態が起き得るんじゃないかということのご指摘を頂戴してございます。

やはり、私どもとしては質を高めていく、そして魅力あるまちをつくっていくということで、その裏腹にはそういった事情があるということも認識してございますので、この段階で何かできるとかという形ではないですけれども、まず受け止めてをさせていただいて、やはり、この機能更新、質が高まっていくことに対するこういったネガティブな側面があるのかということからは、私ども整理をさせていただきますし、何か地域のほうで発信する時がありましたら、そういったところも発信できるように努めていきたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

桜井委員。

○桜井委員 あの短い時間でしたけどもご説明も頂いて、とても丁寧に、しっかりとやっていただいているということがよく分かりました。ほんと、お疲れさまという思いであります。

地域合意という言葉が随分出てきておりますけども、それは千代田区にとっても、やはり地域の合意をどのように得ていくかということとはとても大切なことであって、このような手順・手続をきちっと踏んでいく中で策定していくということには、本当に賛成であります。

で、前にもちょっとご紹介したこともありましたけど、前に、前の東京都副知事の青山先生の会に私も出たときに、まちづくりというのはいろんな意見があっただと。そのいろんな意見の中から、その地域住民の、千代田区の場合にはまさに高度利用をどのようにしていくかというところを考えていくべきなんだという、いろんな意見があっただと。そういう言葉を思い出しました。まさにそれを整理していただいているということだと思います。お疲れさまでございます。

それで、質問をさせていただきますけども、資料2-1のパブリックコメントの意見と分類件数ということで103件あったという中で、その他が52件ある、ね。で、先ほど来からこの1章、2章、3章についてのご質問が多かったですけども、このその他のと

ころを見てみると、非常に多岐にわたっています。それと、非常に、この地域に住むに当たって、非常に大切なこともたくさんあります。

で、それぞれ、この52件、住むに当たってのご意見として、非常に貴重なものもあると思うんですね。例えば、73番なんかを見ると、防災のことが書かれているんですね。で、こういうようなことも、いろんな視点から、やはりこういうことも検討していかなければいけないということもあろうかと思えますけども、今後の中での整理の仕方、このその他のところの、まあ半分あるわけですから、整理の仕方。それで、区としてのコメントを出していくに当たっての、この全体のボリュームの中でどのように捉えていくかという、そこら辺の考えを聞かせていただきたい。

○前田景観・都市計画課長 ありがとうございます。ただいまその他の意見についての取扱いということでご意見を頂戴いたしました。

まず、ご案内いただきましたとおり、本当に多岐にわたってご意見を頂戴してございます。中には、地区の中の、それこそ今取り沙汰されているといえますか、開発に関するご意見も頂戴すれば、今ご案内いただきましたように、防災に関するご意見、質に関わるご意見についても、こういった形で頂いているといったところでございます。一方で、地区計画として何ができるんだろうかといったところの取扱いも必要になってくるかなということで、ちょっと資料で恐縮でございますけれども、参考資料の本編の中の12ページ、ご覧いただいてもよろしいでしょうか。まさしく地区計画でできること、できないこと、そして、それは、まちづくりにおける課題なのか、それともほかとも連携していかなければならない課題なのか、そうしたところを照らし合わせていく必要があるだろうというふうに認識してございます。

本当に、こういった形で多くの方からご意見を頂戴して、いろんなご意見を頂戴しているといったところになりますので、ここで、それで回答しておしまいというわけではなくて、こういった形の課題があって、それを解決するためにはこういったことが検討できるのか、研究できるのか、そういった受け止め方をさせていただきながら、今後のまちづくりのほうに生かしていきたいと、そのように考えているところでございます。

○桜井委員 ありがとうございます。今のご答弁の最後のところで、まちというのは生きているんですね。まちはどんどん変わっていく。で、いろんな経済状況だとか、それ以外のいろんな、人口が増えた、減った、またいろんな産業、経済状況、もう、いろんな要件によって、まちというのはどんどん変わってくる。そうすると、地区計画も当然、これ、変わっていかなくちゃいけないわけですね。

で、そのたびごとに、その地区計画を地域住民の合意形成ということで変えていくに当たっても、どういう時点で、どのように区として、その地域の、まちの人たちが求めているそういう地区計画を、今後まちが変わってくるに当たって、地区計画をどのように変えていくのがいいのだろうかと。絶対正しいというものはないのだろうけど、区としてどのように考えているのかということはいかがですか。もう一度お答えいただけますか。

○前田景観・都市計画課長 区として支援していくと、まずはここに尽きるだろうというふうに認識をしてございます。やはり、ご質問いただきましたように、まちは動いている。それこそ地区計画に関しても、まずは見直しをする必要があるのかないのか。それに際しては、現状を確認していただくということが必要かなというふうに認識してございま

す。今回そういった旨で整理をしているところでございますけども、私どもとして、自分たちで現状を確認してくださいという形で投げかけるだけではなくて、機会を捉えて、こういった現状になっているといった、そういった情報発信も重要ななというふうに思っております。やはり受け身になるだけではなくて、こちらから発信していく。そういった姿勢を持ちながら取り組んでいきたいと、そんなふうに考えてございます。

○桜井委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○小枝委員 もう一点申し上げますね。この今までの地区計画の一つの反省としてあったことは、商業地域である神田エリアが、極めて住居地域化しているという問題は共通していると思います。今回は再開発等促進区から抜くということでもありましたから、どちらかという、一つは神田シフトだろうというふうに思います。

その中で、どうしても経済という観点からすると、短期利益を最大化しようというのが、当然ピンポイントの土地においてはそういう思いを持つことになります。銀行もそれを働きかけます。しかし、それが結果的に、学校や保育園、避難所、もしくは地下鉄駅との関係で、都市の適正容量をオーバーしてしまう、バランスを欠いてしまうということに対する全体調整を、誰がどうやっていくのかという仕組みがここにはないと思う。それはどう考えているんですか。

○前田景観・都市計画課長 全体の調整の視点ということでのご指摘を頂戴いたしました。

まず地区計画、この取扱いに際してでございますけれども、地区の皆様方が検討し、もちろんマスタープランにはのっとなって、即していただくような形になりますけれども、それ以外のところで、地域の皆様が柔軟に考え、取り組むことができる制度だというふうには認識をしているといったところでございます。そうしたところの中で、それを俯瞰するような形で私たちといたしましてはマスタープランを掲げてございますので、全体調整の中で、どのような形で都市基盤を整備していくのか。そういった調整はしていく必要があるだろうというふうに認識をしていると。そういった考え方でございます。

○小枝委員 そうですね。マスタープランがあると。そして地区計画があると。こういう2階建てというか、そういう方向でやってきました。

そういう中でも、今の経済状況からすると、特に、これは神田のエリアについては、どこの国というふうには言っただけいけないんでしょうけれども、非常に資力のあるお国柄のところからは、駅近の非常に狭隘物件を求めるといってお金の動きがあると。で、非常に確かに増えているんです。これが増え過ぎると、本当に地域の質を落としてしまうところもありますし、今シェアオフィスなんていうのも入っていますけど、何でも小ぶり化、小ぶり化して、住居も5坪以下になったり、もういろいろ小ぶり化しているんですね。今はいいかもしれませんけれども、私も30年前に住んでいたところが、今では、どちらかという、もう何というか、これはいいことでもあるんでしょうけど、保護世帯が住めるぐらいの、下落率として、土地の価格の下落率がもう3分の1なんですよ。

で、どういうスパンで考えるかという、やっぱり30年、60年、今まで高度経済成長で、いや、もう何でもうまくいくと思っていた時代に、本当にこれを質で考えるなら、やはり都市の適正容量ということのフックが効いていないと、本当はそれは行政が今まで

渋くやってきたんですね。でも、もう行政がそれをやってくれなくなっちゃった。でも民間はピンポイントで最大化を求める。そうすると、経済に、またそのときだけ、10年もてばいいまちになっちゃうということに対する歯止めは、この中に何も無い。何も無いというふうに感じます。

唯一本当はあるのは何かというと、地域を守るエネルギー、つまり住民の意識の高さなんです。愛する思いなんです。そこを受け止めるのが、仕組みが、ここには十分でない。それは恐らくこの先苦しい状況を生むだろうと。まあ、まだ議論の場があると思いますが、ただ、日程的に見ると、これでもう11月下旬フィックスですね。このままいけば、質は下がる方向に行ってしまう可能性があるなというふうに感じます。現状のまちの動きからそう思います。

○前田景観・都市計画課長 ただいまの小枝委員のご指摘のところは、土地利用に関するご指摘のところも多くあったのかなというふうに認識してございます。地区計画だけが全てを解決できるといったところではございませんし、それに対して区としてどういった支援ができるのか。ここはさらに検討を深めていかなければならないというふうに考えているところでございますけれども、今回の見直し検討の中の主な意見の中でも、もしよろしければ、レジュメのオのところをご覧いただければというふうに思いますけれども、現場では各地区で見直しや検討を呼び掛けていくことになるけれども、計画の作成を行う景観・都市計画課、こちらが現場サイドのカバーをしていくことが大切だというふうにご意見を頂戴してございます。やはり土地利用の考え方とか、そういったところの高度利用化等も含めて、私どもの所管としても、そういった形の支援をどういった形で呼びかけるかというところを、突き詰めていかなければならないというふうな認識をしているところでございます。

どうしても個々の物件の取扱いというところに際しましては、なかなかこの中で記載はしておりませんが、そういった、どういった課題があるのか、そういったところを地域の中で、地区の中で共通認識を持って、どういった形の地区計画にしていくのか、地区計画でどういった対応ができるのか、そうした議論ができると幸いかなと、そのように考えてございます。

○小枝委員 千代田区という皇居の周りの、この外濠の範囲と少しというところ、こういうところの特殊性もありますし、都道府県単位で言えば、幾つかの県では、もう土地の取引をもう届出制にすることによって、いろいろ保護を図っているという県も出てきています。やっぱりそういう意味では、この東京をどういう方向に持っていくのかというところの要になるので、住宅じゃなくて、1階ベースは商業がいいよねという、こういう議論ができるのはすごくよくなったと思うんですけども、じゃあ、床を緩和して、それをオフィスにしたりホテルにしたり、そういうふうにして、時の短期利益を最大化するというのが、一体どういう方向に向かうのかというところの警戒感というのは、しっかりと東京都も含めて一緒に考えていかないと、危険なことが起きてくるんじゃないかなという感じがいたしますが、いかがですか。

○前田景観・都市計画課長 ただいまのご意見のところにつきましては、私どものこの都市計画マスタープラン、これをつくるに当たって即さなければならぬ東京の区域マスタープラン、こちらに対してのご意見もあったのかなというふうに認識してございます。

そちらに関しましては、大変恐縮でございますが、ご意見として受け止めてさせていただきたいなというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 いいですね。

永田委員。

○永田委員 先ほどから量から質ということがいろいろ出ていますが、その質の部分については、地域に合った質を求めていくことが求められるようになっていて、その中には地域貢献という視点が、今回いろんな代表質問で、嶋崎委員長からも出ていましたが、地域貢献が質を高めることにつながっていくという一つの視点であると思いますが、そのことについて、より具体的に何か考えはありますでしょうか。

○前田景観・都市計画課長 まず、今回対象としていますが、一般型地区計画、千代田区型地区計画というところの、面的にかけている地区計画となっております。歩道の確保、これも制限の中でかけている。緑の量の確保、こういったところもかけているところでございますが、こうしたところは地域の貢献になりつつも、なかなか大きな貢献とまでは、大きい貢献ではあるんですけども、地域の全ての課題を解決できるかといったところに対しては、まだ足りないところがあるんだろうというふうに認識をしております。

そうした中で、より大きな地域貢献を求めるというふうになったときには、やはりこの一般型、千代田区型、この地区計画以外の手法を用いるような形、都市計画手法等を用いるような形で地域の中で議論がなされて展開をされると。そういった切り分けをしながら検討していくことが重要なというふうに認識をしているところでございます。

○永田委員 連続性のある公開空地とか、例えば代替園庭で使えるような広場空間みたいなのを確保していくとなると、これまでの通常的手法では限界があると考えたら、やはり地区計画の変更等も、そういったことを実現するためには積極的に進めていくような必要があると思いますが、そういう、行政としてはそういう考えでよろしいでしょうか。

○前田景観・都市計画課長 ご指摘のとおり、先ほど桜井委員からも頂きましたけれども、まちは動いていると。そうした中で、どのような形の課題に対応していくのかというところが重要なというふうに認識をしております。その課題を解決する上で、地区計画も柔軟に、見直しも含めた検討をしていくことが大事だというふうに認識しておりますので、軌を一にしているというところでございます。

○永田委員 地区計画の変更と、あとそういった実際に使えるような広場空間、連続性のある空地を確保するというのを優先にするというか、いろいろな手法があつていいと思います。

あと地域貢献についてなんですけども、例えば先ほど木村委員からあったように、新たな再開発をすると、高価なブランドマンションとかが増えていく。実際そうで、特にそういったマンションというのは、どちらかというと単独で存在して、あまり地域と接点がなくなってしまうと。そういうところがあるので、そういった新たなマンションを造るときに、総合設計だけでなく、地域と、地域貢献という視点から、地域との交渉の場を建築する前に持ってもらえるといいのかなと思っています。

例えばこれまで町会倉庫で一部借りていたのが、新たなマンションが建つときにはもう使えなくなってしまうとか、あと公開空地の部分をお祭りのときに神酒所で借りるとか、あるいは集会室が必要なんであれば集会室のようなものを、地域に開放できるようなもの

をつくってもらおう。いろいろな考えがあって、そこは、それは町会だけでなく、もっと広い意味での要望があると思うので、そういったものを行政として拾い上げて、実現していくような手法というのも考えるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 少し、今、住宅施策等にも関連するので、私のほうからご答弁さしあげます。

今日お配りさせていただいた本編の12ページ、先ほど景観・都市計画課長からもありましたけども、今回、地区計画の見直しの方針の中の、メインのターゲットとしては、一般型、千代田区型、さらに選択肢として高度利用型というような、その辺りを射程としていると。再開発等促進区については今回の検討の対象ではなかったということでございます。ですので、様々な課題の中で、そういった地区計画、先ほど申し上げた地区計画だけで対応できないものについては、どうやってかぶせていくか、それをどう貢献していくかということについては、並行して議論をします。

それから、今、永田委員からご指摘いただいたのは、地区計画の運用だけでは解決できない、例えば我々で言うと住環境整備の要綱に基づく指導の中で、今ご指摘があった様々な貢献を求めていく、あるいは貢献を継続していくということは、これまでも行っておりますし、今回、地区計画の見直しに合わせて、そういったこともトータルで、より地域への貢献を継続していくような制度運営にしていくということについては、考えていく必要があるかなというふうに認識をしているところでございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

ほかに。

○岩田委員 今、地域貢献の話が出ましたけども、その地域貢献と引換えに、高さを求めて、もうちょっと高いものを建てさせてくれみたいな、そういう交渉みたいな、そういうのはちょっと地域貢献とは違うかなと思うんですが、区はやはりそれも地域貢献の一つだよというふうに考えていらっしゃるでしょうかね。

○前田景観・都市計画課長 今、私どものほうで地区計画の見直し方針の中で掲げさせていただいていますのは、地区の中における課題を解決するために、どのような形の手法を取り入れるかといったところで、ご案内をさせていただいています。なので、個人のというよりは、地区の中での課題を共有して、それが質的向上が必要だろうと、それは私どものほうでも確認をさせていただきますけれども、そうしたところが一致すれば、地区計画が新しいものがかかって、一定程度上限が恐らくかかるような形になりますけれども、それに合わせた容積率の付与がなされるというふうに認識をしております。

少し事例を交えてお話をさせていただきますと、面的にかけるような形になりますので、これまでの千代田区型地区計画の中では、あくまで一例でございますけれども、50センチ下がることによって60%の容積率を付与すると。それを上限をどこまでにしていくのかといったところもありますけれども、あとは地区の中で指定容積率と基準容積率、こちらの中で上限を決めていく、そうした実例もあつたりいたします。

いずれにいたしましても、一つのここの建物に対して何かどうのという形よりは、面的にこの地区の中での課題を解決しながら、地区のまちなみをそろえながらやっていこうということでこれまで展開してきているのが、千代田区型地区計画だというふうに認識をしていただければというふうに考えてございます。

○岩田委員 それは、例えば地域の近隣の住民の方からすごい反対があったとしても、それはやはり押し進めていくべきというふうに考えていますかね。

○前田景観・都市計画課長 それが、地区の中で地区計画をかけていく、今回で言うと、ちょっとどの対象にしているかのはありますけれども、一般型地区計画、千代田区型地区計画につきましては、面的にかけるということになりますので、面的にかけるその範囲の中で、地区の中で、なかなか合意が進まないということであれば、その地区計画を進めるということはなかなか困難かなというふうに思いますが、一方で、区として防災面とか環境面、そうした側面から議論すべきだといったところの投げかけは、別途、今後生じることは想定されるというふうに認識をさせていただきます。やはりこういった地域課題に対応していくかといったことと照らし合わせて、こういった施策を取っていくか、地区計画という手法を用いていくのか、必要があるのかどうか、そうしたところも含めて検討が今後もなされていくというふうに認識をさせていただきます。

○岩田委員 というのも、今、先ほどこの地区計画の見直しの本編で、61ページのフローチャートがあったじゃないですか。あそこのところで、真ん中辺のところ、提案を、まず下に行って、下に行って、左に行って、今度は左に行くと。そこで、「必要に応じ公聴会の開催等による住民の意見の反映」と書いてあるんですけど、この反映というのは、どの程度反映されるんですかね。どの程度って、ちょっと答えが難しいと思うんですけど、例えば「反映しなければいけない」とか「反映に努める」みたいな、そういうのは、条文としてはどの程度を求めているんですかね。

○前田景観・都市計画課長 大変申し訳ございませんが、この場で、事例がない状況でご案内というのは、難しいかなというふうに認識をさせていただきます。

また、今回、都市計画提案制度の中の地区計画ということで、このフローチャートをおつけさせていただきますが、どうしてもこのターゲットにしているのが、一般型地区計画と千代田区型地区計画、その中でも、地区計画に関連するというので、やはりこういったフローチャートがあったほうが手続上分かりやすいだろうと、選択しやすいだろうといったところでおつけをさせていただいているものとなりますので、あくまで今回の見直し方針の手法の中で対象としているものは、一般型地区計画、千代田区型地区計画が主になるというところで認識を頂ければというふうに考えてございます。

○岩田委員 じゃあ、これ、最後ですけども、この今、私がお話したところの、分かれているところの、小さい右左になっているところ、今の「必要に応じ」というところの右側ですね。「区域内の利害関係者の意見聴取」云々と書いてあるところなんですけど、利害関係者というのはどこまでを求めているのか。あとは、その後の、「通常は原案の縦覧・意見書の提出」。じゃあ、通常じゃないときというのはどういうものがあるのかというのを教えてください。

○前田景観・都市計画課長 こちらは参考図ということでおつけをさせていただいているものとなっております。その中で、16条の2項ということでございますので、あくまでこの利害関係者ということで、地権者等が該当になるというふうに認識をしていただければというふうに思います。その上で、通常は原案の縦覧、意見書等の提出と記載がありますけれども、条例等で定めておりますので、そういったものにのっかって、16の2項ということでやっていくということで記載をさせていただいております。



○嶋崎委員長 はい。

大串副委員長。

○大串副委員長 地区計画の見直しの方針を定めますということなんだけれども、このタイミングで何で見直し方針をつくらなければいけないのか。多分、私が推測するには、昨年、都市マスができたということもあって、都市マスに課題も書かれました。この20年間に於いてコミュニティが希薄化したこと、それから、かいわいの個性が失われたんじゃないかということは課題として記述された。

地区計画もほぼ20年、千代田区では一般型と千代田区型を持って、約40地域ですか、たくさんの方ができたわけですが、そういった地区計画の果たしてきた役割は非常に大きいものがあります。住民の合意を基にして、自分たちのまちを自分たちで描いてきたというのかな、つくってきたということがあるじゃないですか。そういう中で今日まで来たんだけど、今、千代田区が見直しの方針をここで定めるということがどういうことなのかというのが、区民の方に分かるようにしなくちゃいけないんだよね。強制はしないとは言っているけれども、どういうことでこれをつくったんだということを、もう一度説明していただきたい。

○前田景観・都市計画課長 ただいま大串副委員長のほうからご指摘、ご意見を頂きましたように、昨年、都市計画マスタープランを改定いたしまして、その中で掲げる課題、一定程度住民の回復がなされた中で、今後は量から質のほうに転換していこうということで、方針を打ち出させていただいたところでございます。それを具現化する取組として、このたび地区計画の見直し方針、これを一つのきっかけとして行っていきたいということでご指摘を頂戴してございます。こうした地区計画の見直しにつきましては、議会のほうからこれまで本会議等を通じてご意見を頂戴していたという実態もございます。

改めてこの見直し方針の実施に当たって投げかけさせていただきたいのは、先ほど来お話をさせていただいていますけれども、千代田区型、こちらに関しましては、一定程度住民の数が回復した中で、引き続き住宅床を求めるような形の地区計画を展開していくのがいいのだろうか、そうしたところの投げかけをさせていただきたい。また、それと併せて、今、大串副委員長からも頂きましたけれども、地区計画の運用をしてきた中で、運営してきた中で、どういった実績があったのか。上がったのか。どういうまちに変わってきたのか。それが量的なところから、数値的なところから確認ができる必要があるだろう。それはデータ自体を区のほうに持っていましたので、そうしたところを返していく必要もあるだろう、見える化をしていく必要もあるだろう、そうしたところを私どもとしてはきちんと発信をして、地域の皆様が議論しやすい、地区の皆様が議論しやすいような形のデータを提供していく。そうしたところも大事だろうということで、今回取組をさせていただいてございます。

一方で、ご指摘いただきましたように、非常に分かりづらい。説明会の中でもご意見を頂戴していますけれども、分かりづらいといった側面はもう否めない。そういった声も頂いてございますので、私といたしましても、そうしたところの課題に対しては、今後も情報発信の仕方を工夫していかなければならないというふうに認識をしてございます。

いずれにいたしましても、この取組自体は、都市マスで掲げたといったところの上位計画にのっかって、私どもとしてはしっかりと実行してまいりたいというふうに考えている

ものでございます。

○大串副委員長 ぜひ分かりやすくその辺を説明していただきたい。私は必要だと思うのは、見直し方針をつくって、さあ、作りましたよだけだと、なかなかこれは進まないですよ。自分たちのまちをさらによくしよう、また、こういう課題があるからどうしようと思っている住民の方がいれば、その住民の方がなかなか、何というのかな、少人数でなかなか発意してやろうというのは、難しいところがあるよね。

だから、環境まちづくり部としては、まちの中に一緒に入って、それで取り組むと。で、地区計画とは何ぞやというパンフレット、冊子も作っていただきました。やっぱりこういう手法がある、こういうものがあるんだということを住民の方も知っていただいて、自分たちで制限、何というかな、自分たちの財産を制限するわけですから、みんなの合意が必要なんだけれども、そういう方法、手法があって、コミュニティの形成、それからかいわいの個性をつくっていくんだということが出来ますよというようなことで、しっかり投げかけて、それで一緒になってまちの中に入ってやっていただきたいというふうに思います。

○前田景観・都市計画課長 ただいまご意見を頂きましたように、私どもとしても、これをつくっておしまいと、そうならないようにしていきたいというふうに認識をさせていただきます。今後、これを策定した後も、なかなか地域の方々に手に取っていただく機会がなかなか難しい状況があるとすれば、私どもとしても、この、まずは千代田区型地区計画になりますけれど、今こういった現状があると。こういった課題があるのではないかとということも地区の中に投げかけをさせていただいて、議論ができるように、そうしたところを支援できるように努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、（２）の地区計画の見直し方針の策定についての質疑を終了します。

次に、（３）用地地域の一部変更等について、理事者から説明を求めます。これ、以前にもご提供いただいたところだと思いますので、まとめてお願いいたします。どうぞ。

○前田景観・都市計画課長 それでは、環境まちづくり部資料３に基づきまして、用途地域の一括変更等につきましてご報告を申し上げます。本件に関しましては、昨年10月7日、当委員会でご報告をさせていただいたところでございます。そのご報告したものの検討状況ということで、本日ご報告をさせていただきます。前回からお時間が経過してございますので、振り返りも含めてご説明をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

まず、項番１にて経緯を記載してございますけれども、本日は前回の委員会資料を参考に添付をさせていただいてございます。恐縮でございますが、参考資料、１枚ぺら、A4一枚のほうをご覧いただいでよろしいでしょうか。参考資料の項番１、概要をご覧いただければと存じます。改めまして、現在、用途地域の変更につきましては、目指すべき将来像の実現に向けまして、原則、地域まちづくりに合わせて地区計画を定めるということでございます。そのため、東京都による一斉見直しは、平成16年を最後になされていない状況であると。そうした中、道路整備による地形事物の変化などが都内各所で発生してい

る状況がありますということでございます。つきましては、用途地域等の指定状況と現況の不整合をなくしていこうということで、東京都によりまして一括して変更手続を行うといたしたところでございます。また、丸の四つ目、項番1の丸の四つ目、最後のところですね。用途地域、今回、一括変更に合わせてGISデータとして策定をして、システムの利活用を図ることということとしてございます。

それでは、恐縮でございますけれども、環境まちづくり部資料3のほうにお戻りいただいてよろしいでしょうか。項番2の今回の変更箇所をご覧いただければと存じます。

今回の用途地域の一括変更につきまして、一括変更という言葉ではあるんですけども、千代田区で該当になりますのは、この番町地区にある1件のみでございます。こちらは項番1の枠内にあります変更対象といたしましては、用途地域の境界の基準としていた地形事物が変更した地区などによってという、この事例に当たるものでございます。

おめくりいただきまして、項番3、こちらで、現在の用途地域ということでお示しをしてございまして、当該敷地につきましては、当初、敷地境界線を用途境ということで設定していたところでございますけれども、建物を建築した際に、敷地を一体として活用したことによりまして、敷地境界線が変わったというものでございます。それに伴って、敷地境界線をどのように引いていこうかということで、項番4、変更案をお示ししてございます。何らかの形で境界線を設定していく必要がある中で、最も影響がないといったところで考えましたものが、この案でございます。

項番5をご覧いただければと思いますが、この線の引き方といたしましては、番町中央通り、これの都市計画道路の計画線から100メートルを引くというものでございます。それが項番5と6のところ、併せてご覧いただければというふうに存じますけれども、引き方が変わることによりまして、用途としましては、ヘクタール単位では変更はございませんが、約160平米、第2種住居地域が減って、商業地域が増えるというものでございます。

前回、前回の委員会につきましては、こうした変更内容のご案内、その変更内容を当該敷地の地権者等にご説明してまいりたいということで、ご報告をさせていただいたところでございます。この間、地権者等につきまして、案内の送付や個別の説明をさせていただきまして、ご理解を賜りながら進めてまいったといったところでございます。引き続き、用途地域の変更に向けて手続を進めてまいりたいということで考えてございまして、この変更に伴って別の都市計画も変更がございますので、そのご案内もさせていただければというふうに考えてございます。

おめくりいただきまして、項番7、8、特別用途地区、文教地区変更案、こちらをご覧いただければと存じます。具体には、この文教地区の制限のことを指してございます。当該敷地におきましては、第一種文教地区と第二種文教地区が、用途境に、用地地域に合わせてかかっているといったところでございます。このたび用途地域の変更に伴いまして、この文教地区の範囲も変更していくということでございます。

また、項番9、10をご覧いただければと思いますが、もう一点、区全体におきまして、範囲に変更があるものではございませんけれども、もう一点、変更をかけていくものがございます。それは防火・準防火地域の変更についてでございます。この変更に関しましては、先ほどご覧いただきましたように、地図データをGIS化していくといったところが

ございますので、そういったデータの取り方によって、この面積の算出方法が変わりまして、それに合わせて防火地域・準防火地域の面積が変わってくると。具体には項番10のところをご覧いただければと思いますけれども、防火地域、準防火地域、それぞれ減るような形となってくるといったところでございます。また、こちらの詳細の資料はございませんけれども、文教地区におきましても、GISデータで作成するに当たって、面積は異なってくるといったところでございます。

最後に、項番11、12でスケジュールのご案内をさせていただければというふうに存じます。項番11のほうが東京都における都市計画決定のスケジュールと、項番12が区決定によるスケジュールということで準備をしております。基本的には東京都における都市計画決定と足並みをそろえまして、区としても手続を進めてまいりたいというふうに考えてございます。次回の都市計画審議会のほうにご報告をさせていただきまして、この公告・縦覧等に入っていきたいと、そういった手続について進めていきたいと、そのように考えてございます。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。説明いただきました。質疑を受けます。

○小枝委員 線を引き直すだけと思ったので、あんまり重視していなかったんですけど、160平米というのは結構広いなというのが、どうもこの感覚と一致しないんですね。まとめて言ってしまうと、何でしょう、50坪ぐらいになるわけです。まとめて言ってしまうと、それで文教地区が減りますよね。ちょっと地権者側に立ってみるとなんですけど、地権者が何件あるのかということと、地権者側に立つと、これは固定資産税が上がりますか。規制緩和がかなりかかりますので。そういうことは説明しているんですか。

○前田景観・都市計画課長 まずご覧になっていただきたいのが、項番5のところですね。新旧で重ねて合わせていますので、ご覧いただければというふうに存じます。ちょうど三角の部分といいますか、このもともと緑の枠線のところと赤の枠線というところで、ずれが生じているところが確認できるかというふうに思います。この部分の差異が160平米ほどあるといったところでございます。

また、このご案内に関しましては、地権者の方々にご説明をさせていただいて、はっきりどう変わるかというところは申し上げられていませんが、恐らくそういった固定資産税のほうにも、税のほうにも跳ねてくるだろうということのご案内をさせていただいているといったところでございます。

また、地権者に関しましては、ちょっとここの建物上は、土地建物の所有者といたしましては7名、ちょっと会社のほうもありますので、7あるといったところでございます。

○小枝委員 固定資産税が上がるでしょうと。今コロナで経済が非常に悪くなっているのに、以前のバブルよりも地価が上がっている。それから、決算、あれをやりましたけど、非常に税収のほうも上がっている。その背景には、こういう規制緩和による開発による東京都そのものの税収もかなり上がっていると。翻って地権者側に立つと、これ、建物形状も固定化しているところなのに、別に今から何か変えられるわけじゃないですよ。そこに税負担がかかってくるって、トータルにそういうことを、ちゃんとメリット、デメリットを説明しながらやっていかないといけないんじゃないかというのと――そこはちゃんと説明したんですか。

○前田景観・都市計画課長 ただいまのご意見でございますけれども、今回のこの変更に関しましては、現状、敷地境界線がないことによりまして、用途境が設定されていないと。設定が困難であると。こういった容積率になるのかと、そういった算出が難しいといった状況にあります。それらを何かしら線引きをして、用途境をしっかりと決めて算出しなければ、それぞれ地権者の皆様にとっても、こういった形の取扱いになっているのが不安定な状態になっているといった状況です。

○小枝委員 なるほど。

○前田景観・都市計画課長 そうしたところに関しまして、こうした線引きをさせていただくと。それは都市計画道路ということで計画線は残りますので、どう計画をしようがしまいが残り続ける、そういった恒久的なものから100メートルを引くことによりまして、算出のしやすさ、そして影響の少なさ、そうしたところを鑑みまして、この設定をさせていただいているといったところでございます。

一方で、現段階で明確にこの160平米、変わることによって、どれだけ固定資産税が増えるかどうかというところは分かりませんが、そうした影響があるといったところにつきましては、ご案内をさせていただいているといったところでございます。

○嶋崎委員長 冒頭のところは、前回のときにご説明いただいていたと思うんだけど、含めてご質疑を下さい。

小枝委員。

○小枝委員 はい、分かりました。分かりましたと言っても、今ここで固定資産税云々のことを、確かに議論するのもあれかと思っておりますので、これはまた、ちょっとそういう問題意識も、ここは法人でしようけれども、これが住民であった場合、大打撃になりますので、もちろん店舗であっても同じですけども、そういう問題意識をちょっと考えて、いずれ、いずれというか、私のほうに、これはもう委員会じゃなくて結構ですから、何らかの情報を頂けたらなというふうに思っております。それで結構です。

○嶋崎委員長 はい。

よろしいですね。

どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 今、小枝委員との質疑の中で、固定資産税のことが出ましたけど、固定資産税以外にも何か影響するものってありますか。

○前田景観・都市計画課長 影響といいますか、それがいい影響か悪い影響かというのはそれぞれ捉え方があるかもしれませんが、今回変わることによりまして、商業のほうは若干増えるといったところで、第二種文教のほうはちょっと減るといったところとなっております。それに伴って、先ほどの文教地区のほうにも影響が及ぶということで、何かしら、これがデメリットかどうかは分かりませんが、機能更新がしづらくなるとか、そういった形ではないというふうに認識をさせていただきます。

○桜井委員 地域の方に、地権者の方にご説明をされていらっしゃるということですから、それはそれで結構なんですけども、僕もこの地域の者の一人として、商業地が増えると、逆に減るものもありますよという中で、地域としてどのような影響が出てくるのかというところは、しっかりとつかんでいきたいと思うんですね。ですから、増える、減るでしよと言うことは分かったんですけど、ですから、それに伴って、あとは知りませんよと

いうんじゃないくて、こういうような影響があると思われましてということぐらいまでは、お答えできませんか。

○前田景観・都市計画課長 そうですね。説明の仕方がもうちょっと工夫が必要だったかなというふうに思いますが、改めて、今回のこの見直しは、地形事物の変化ということで、軽微なものというふうに記載をさせていただいています。東京都のほうでも発信をさせていただいているものでございます。そうした中の今後の機能更新も含めてということも含めて、こういった敷地の境界線を設定していくといったところを取り上げさせていただいてございます。

何かデメリット、メリットというところではないんですけど、デメリットということでも、なかなか難しいところではありますが、商業地域のほうが用途地としては利用しやすさが上がる。一方で第二種のほうが制限は強いと。そういった中で、商業の部分が増えるので、何か今までのことがしづらくなるとか、そういったことは基本ない。現行というような形での取扱いは少なくともできるといったところでのメリット、デメリットということでご案内をさせていただいているところでございます。

○桜井委員 この境界線を引いていただいている中では、もう既に大きな建物としてできているところもあって、それは立て直しをしない限りは、影響は出てこない。固定資産税だとかはあるかもしれませんがね。ただ、この三角になっているところというのは、この地域の中でも、再開発ができないのかねというような声も出ている地域なんですよ。珍しく一軒家もあるところなものですから、恐らくそれぞれの中ではかなり関心は恐らくあるんじゃないか。建物自体も、新しいところもあれば古いところもあるという、そういう地域なんですよ。なものですから、これからの中で、より詳細が分かるようでしたら、ぜひまた教えていただきたいと、そのように思います。いかがでしょうか。

○前田景観・都市計画課長 私どもといたしましても、こちら、都市計画手続を進めるに当たり、様々調査等を行っているところでございますけれども、今後、新しい情報等、分かるようなことがありましたら、こちらの委員会も含めてご報告をさせていただければというふうに考えてございます。

○桜井委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほか、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この用途地域の変更についての案件を終了いたします。ちょっと休憩します。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開します。

次に、（４）番、千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインの検討について、理事者から説明を求めます。

○前田ウォークブル推進担当課長 環境まちづくり部資料4に基づきまして、エリアマネジメント推進ガイドラインの検討につきましてご報告をさせていただきます。

項番1のエリアマネジメント推進ガイドラインの策定趣旨、スケジュール等、この項番

のところにつきましては、本年6月14日の当委員会で、概要をご説明、ご報告をさせていただいたところでございます。その際もございましたけれども、策定検討に向けまして、有識者による検討部会を設置して検討を始めましたので、ご報告をさせていただくものでございます。項番1、項番2、設置理由、所掌事項は記載のとおりとさせていただいております。

検討委員の構成といたしましては、有識者3名、地域関係者2名、公募区民2名、民間事業者2名、区職員2名の計11名でございます。

項番4、第1回の検討会を8月23日に開催いたしました。議題といたしましては、ガイドラインの目的、構成、各種制度等につきましてご説明をさせていただいて、ご議論を頂いたところでございます。本日は検討会の当日資料を参考としておつけをさせていただいております。主な意見のご説明の前に、少し参考資料に基づいて資料のご説明をさせていただければというふうに存じます。

参考資料の資料1をご覧くださいよろしいでしょうか。千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインの概要というものでございます。その部分の上から四つ目の四角のところをご覧くださいと思いますが、地域資源として存在する官民の既存ストックを核に、居心地がよく歩きたくなるまちづくり、いわゆるウォークアブルなまちづくりの機運が高まる中、その担い手として期待される民間事業者、エリアマネジメント団体等に対する各種支援措置が講じられている、と。さらには、5番目のところでございますけれども、新型コロナウイルス、こちらを受けまして、オープンスペース等の重要性が再認識されていると。そうした中、そういったオープンスペースを活用したイベントや日常的な活動が行われるように、エリアマネジメント団体等を支える人材育成、ノウハウの展開も必要となってくるのではないかとということで、記載をさせていただいております。

おめくりいただきまして、項番3の、2枚先のところで、目的、記載をさせていただいております。目的といたしましては、様々な主体の力を集約して、地域自らがその地域の価値を向上させる活動にチャレンジできるようにすることで、ウォークアブルなまちづくりを推進するというものでございます。

上から三つ目のポチのところをご覧くださいと思いますが、「本ガイドラインにおいては」というところでございます。区のエリアマネジメントの活動に対する考え方を示していきたいと。質の高い対流空間、回遊空間の創出に向けまして、事例等を交えながら手法等を整理していくということで記載をさせていただいております。

では、その活動をするためにどのような形で検討していくかということで、またおめくりいただいて恐縮でございますけれども、項番4の（2）千代田区におけるエリアマネジメント活動（たたき台）ということで準備をさせていただいております。このエリアマネジメント活動の主体、たたき台といたしましては、この図の中にもありますように、個人の活動、グループの活動、団体等の活動、様々主体が連携した活動、それらを実施主体としていくことができないかということで挙げさせていただいております。つきましては、以前も別の委員会でもご指摘がありましたけれども、エリアマネジメント団体、そちらに対してだけの支援なのかといったところ、そうではなくて、個人の活動から幅広く、そういったまちのための取組をするということであれば、しっかりと支援をしていきたいということで記載をさせていただいているといったところでございます。

こうした形で進めていきたいよということで、第1回は共通認識を築きながらということでご議論を賜って、参考資料の、この中の、今、資料1でございますけれども、資料2、資料3等では、具体的なたたき台といたしまして、より構成の話であるとか、取組事例とかについてもお話をさせていただいたといったところでございます。

資料2のところ、2点だけお話をさせていただければと思いますが、資料2の中では、構成といたしまして、主に第3章と第5章、こちらを強化していくことができないかというふうに考えてございます。第3章では、エリアマネジメント活動で何ができるのかという可能性をお示しする、創造性を促すような記載ができないだろうか。また、第5章のところでは、つくり込みとして、フローチャート等で活動の仕方が分かるような形で準備することができないだろうか。そのような形で考えているといったところでございます。

続いて、資料3、これは取組事例ということで、ぱらぱら参考にご覧いただければというふうに思いますけれども、個人だったらどういう取組ができるんだろうか。一方で、商店街、自治会とか、団体、エリアマネ団体、そういった形に拡大していくと、取組内容としてはどのようなことができる範囲が変わってくるのだろうか。そうしたところが、事例として、これまでの国内事例ということで、海外の事例も含めてありますけれども、分かるようなところで、ご準備をさせていただいたといったところでございます。

駆け足で恐縮でございますけれども、資料4をご覧くださいますと、資料4のほうでは、この各種制度等を整理してはどうだろうかということで、活動場所を確保するためにどういった制度があるのか、支援する制度はどういったものがあるのか、そうしたものを今収集しているといったところでございます。ただ、これは羅列ということで、分かりづらい状況になっていますので、それを具体的にということで、ページで言うと4ページ、5ページをお開きいただければと思いますが、例えば道路占用許可の特例制度はどういった制度の概要になっているのか。5ページのところでは、それをフローチャートでお示しできれば、手に取りやすく、活動をするに当たっては分かりやすく発信できるのではないかとということで、今そういった準備をさせていただいているといったところでございます。

こうした資料のご説明をさせていただいた上で、委員の方からご意見を頂きましたので、少しだけご紹介をさせていただきます。主な意見、レジュメのほうにお戻りいただいて、3点ご案内をさせていただきます。

まずはイのところでございます。活動の主体を多様に設定していることがポイントだと。それらを一つのガイドラインでどうやってまとめていくかということが大事。本ガイドラインが「自分に関係ない」とならないようにまとめていく必要があるのではないかと。エのところでございます。エのところでは、地域と一緒にやらないといけない場所が多いと。そういった中で、地域等と対話して一緒にやっていく場所が明確になると活動がしやすくなるのではないかと。また、キのところでございます。各種制度につきましては、誰が使うかによって使える方法が異なることもあると。道路使用許可だと、区市町村に認められた団体だと一括して使用許可をもらえる場合もある。そのようなテクニク的な部分を分かりやすく示せるといいのではないかと。そうしたことで、ご意見をほかにも頂戴しているといったところでございます。

最後に項番5、今後のスケジュールでございます。こちらは前回もご報告させていただいたとおりでございますけれども、活動のガイドラインといったところで、年度末に向け



て取りまとめていくといったスケジュール感でございます。エリアマネジメント活動の際のよりどころとなるように、手続、制度等をしっかりと整理をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。質疑を受けます。

○岩田委員 手短にやります。このエリアマネジメントって、区にとってプラスになることって何でしょう。例えば雇用の創出だとか、活性化とか、何かいろいろあると思うんですけど、何がメインで、あとはほかにどういうことがあるんでしょう。

○前田ウォークブル推進担当課長 区にとって何がメリットなのかということのご指摘でございます。まずは、今回、都市計画マスタープラン、先ほども地区見直し方針の中でも挙げさせていただきましたが、その中でも記載がありますQOL、生活の質を高めるといったところに主眼を置いてございます。この取組が、居心地よくまちなかを形成することで、皆様、住民の方も含めてもちろんそうでございますけれども、そういった地域の方々が、居心地よく楽しく、そういったことを感じていただきながら生活をしていただけると。そういったことを目的に取り組むということで、そういったメリットがあるというふうに認識をしております。

○岩田委員 一方、ここでこのエリアマネジメントをする人というのは、ちょっと資料3を見て、何かふと思ったんですけど、キッチンカーとかいろいろ書いてあるんですけども、ということは、キッチンカーをやりたい人からはお金を取るわけですよ。ということは、そのエリアマネジメントの人たちは、ある程度もうかるんですよ。だったら、それを区にちょっとバックしても、バックって言い方は変ですね。すみません。ちょっと今は取消しで。区に還元していただくような、そういう形というのは取れないんですか。

○前田ウォークブル推進担当課長 まずはどこで活動されるのかといったところで、そういった使用料、占用料がかかってくるのかということがあるかなというふうに思っております。区としては、何かしら区のほうで利益を取るということはもちろん考えてございませぬので、どのような形で地区のほう、地域のほうに還元させることができるのか、そうしたところをトータルに考えながら進めていくことができればというふうに考えてございます。

○岩田委員 例えばですよ、土地を例えばエリアマネジメントのところに無料で貸したとして、だとしたら、やっぱり、ねえ、本来ならば取れるお金を取らないで、エリアマネジメントの人はほかの人に貸してお金を取るんだったら、それはちょっと変なんじゃないかなと思うんで、やっぱりそこはちょっと今後考えていただければなと思うんですけど。

○前田ウォークブル推進担当課長 ただいまのところは、恐らく区有地といいますか、公有地というところでのご指摘かなというふうに受け止めさせていただきました。公有地のところに関しましては、もちろんご指摘いただきましたように、もちろんそこを、もし無料でということであれば、それを、得たものを地域のほうに還元するように促すと。それが当然だというふうに認識をしております。そのような形で、もしそこで活動される方に関しましてはご案内をしていくといったところで考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 ここで深めることはできませんが、別の委員会で、ごめんなさい、出たというか、傍聴したまちづくり協議会の中にいられた、かなり著名な専門家の方がおっしゃっていた中に、エリアマネジメントはイベントというイメージを強調されているが、それは異なるのではないか。エリアマネジメントとは、場所だったり建物だったりということではなく、まちづくり、まちをどうするかを考えるプラットフォームのような組織を指すと考える。番町——ごめんなさい。そこは抜きますね。これは一緒にまちをつくっていくという解になっていたらよいと思っている。町会長たち、これまで努力されて、まちに対して行ってきた——表現はかなりはしょっているのかもしれませんが、道の掃除をしたり、こういったどぶの板だったり、そんな地道なことの積み重ねがエリアマネジメントではないかというようなご示唆を頂いたことを、私はすごく、ああ、本当にそういうことではあるかと、商店街の風景を見ていて、今回位置づけされましたけど、思ったわけなんです。そこはこの中にちゃんと反映されているのでしょうか。

○前田ウォークブル推進担当課長 今回お示しをさせていただきますのは、主に活動に主眼を置いたガイドラインとして整理をさせていただいているところでございます。ちょうど参考資料の資料1の中に、ちょっとページを振っていなくて恐縮でございますけれども、項番4で、「エリアマネジメント活動とは」という部分がございます。ただいまご指摘いただいたところもそういったこのエリアマネジメントとは何かと言ったところに含まれるかなというふうに認識をしております、まずは、といいながらも、活動を支援する、こういった形で進めていくものかをお示ししなければ、その取組自体もすることができないだろうということで、今回は活動のガイドラインに当たるような形で整理をさせていただいているといったところでございます。

といいながらも、庁内等の議論の中でも、それこそ、庁内だったか、すみません、検討会だったかはありますけれども、このエリアマネジメント自体をさらに考えていくようなことが必要だよねということで、ご意見を頂戴してございます。なかなか、今回の切り分けの中では、活動というところに主眼を置かせていただいておりますけれども、今後そういったエリアマネジメントとは何か、そうした推進をするための団体等の活動とは何かとか、そういったところも切り分けて整理していく必要があるのではないかとすることは、私どものほうでも認識をしているといったところでございます。

○小枝委員 最後です。活動に重きを置いたということではありますが、人と拠点に、これは時間的には言いつ放しになっちゃうかもしれませんが、商店街というのをイメージしたときに、やっぱり人と拠点に一定程度の財政基盤なり、何かそういう土台をつくり込んでいかないと、アキバのほうは5,000万入れてやったわけですけども、そういう、もう少し地味に、地道に、人と拠点にお金を入れていくということをしていけば、かなりつながる要素があるんじゃないかというふうに思う。これはぜひやっていただきたい。

で、エリアマネジメントという言い方がいいのか別の言い方がいいのか、ちょっとそれも勉強不足で提案できませんが、どういう方法がいいのか分かりませんが、いずれにしても人がつながるための、そして一緒にまちづくりするための基盤であると考えれば、開発型もあるでしょう。開発しない形もあるでしょう。リノベーション型もあるでしょう。そういったことが選べるような土台をつくっていかなきゃいけないんじゃないかと思いま

すので、それは言いっ放しでも結構です。

○前田ウォークブル推進担当課長 今ご指摘いただきましたように、このエリアマネジメント活動、どうしても費用がかかるといったところの課題がございます。これは、私どもだけではなくて、日本全体で抱えているような課題かなというふうに認識をしております。そうした支援を行う上で、まず、こういった支援の仕方があるのか、制度があるのかということで、私どもとしても、それをまずは整理をさせていただいているといったところでございます。そういった制度を整理する中でも、今後そういった制度検討も必要になる場面も来るかなというふうに認識しておりますが、まずは現在どのような制度があって、また、それが活用されているか、されていないか、そうしたところの整理から入っていきいたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

それでは、ほかにないようですので、（４）の千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインの検討についての質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後〇時10分休憩

午後1時08分再開

○嶋崎委員長 では、委員会を再開いたします。

続けます。次に（５）番、千代田区川沿いのまちづくりガイドラインの検討について、理事者から説明を伺います。

○前田ウォークブル推進担当課長 それでは、川沿いのガイドラインの検討につきまして、ご報告をさせていただきます。本ガイドラインの策定趣旨、スケジュール等につきましては、こちら本年の6月14日の当委員会で、概要をご説明、ご報告をさせていただいたところでございます。こちら、その際お話をさせていただきましたとおり、策定検討に向けまして、有識者による検討部会を設置いたしまして検討を始めましたので、環境まちづくり部資料5に基づきましてご報告をさせていただきます。

項番1、検討会の設置、項番2、所掌事項、こちらにつきましては記載のとおりでございます。

検討委員の構成といたしましては、項番3でございますけれども、有識者3名、町会2名、公募区民2名、関係団体4名、区職員2名、計13名でございます。

項番4、第1回の検討会を9月1日に実施いたしました。議題といたしましては、ガイドラインの目的、構成、川沿い整備に関わる取組事例につきまして、ご議論を賜ったといったところでございます。

本日、参考資料といたしまして、第1回の資料をおつけさせていただいております。大変簡単で恐縮でございますけれども、ポイントを絞ってご案内をさせていただければと存じます。

参考資料の資料1をご覧いただいでよろしいでしょうか。ちょっと冊子っぽくなっていて、「川沿いのまちづくりガイドライン案（たたき台）」と記載があるものでございます。おめくりいただきまして、目次、第1章で、「はじめに」ということで、現況等記載をさせていただいて、第2章のほうでは現状といったところ――すみません。第1章のほうでは目的、位置づけですね。第2章のところでは現状を記載させていただいて、第3章ではビ

ジョン、方針といった構成とさせていただきます。

まず、第1回ということでございますので、どちらかといいますと、第1章、第2章、目的、位置づけであったり、歴史、対象エリア、概況、そのほか現状について共通認識をといたところで、ご議論を賜っているといたところでございます。

3ページ、第1章のガイドラインの目的というところで、上から順に、河川空間の歴史のところから、都市マスの策定、そして平成27年の水辺を魅力ある都市空間に再生する条例、この制定、こういった流れから、水辺を心地よく過ごせる空間、人が歩く目線で楽しめる空間として、質と機能向上を目指していこうと。住む人々、訪れる人々にとって新たな魅力ある都市空間として活用していくために、本ガイドラインの策定をするといったことで記載をさせていただきます。

少しおめくりいただきますと、5ページ目のところからは、歴史ということで、5、6、7と記載をさせていただきます。

ページで言うと8ページ、見開きになっているところでございますけれども、こちらではガイドラインの対象エリアを定めてございます。タイトルには川沿いと記載をしておるところでございますけれども、川からの連続性、水辺空間というところで、皇居のところはちょっと除かせていただいていますけれども、外濠のところも含めるような形ではいかがといったところで、ご議論をさせていただきますといったところでございます。また、対象範囲としましては、まず広く200メートルというところで線引きをしながら、また、建築物等の関係もございますので、一定程度絞り込んだというところで、30メートル、両方に線を引かせていただいているといったところでございます。右側のところでは、エリア別にどうなっているのか、日本橋川エリア、神田川エリア、外濠エリア、そうしたところの現況を整理しているといったところでございます。

おめくりいただきまして、9ページ目以降、こちらが第2章の現状、そちらに該当するところということでございますけれども、人口については、もうご案内のとおりでございますが、おめくりいただきまして10ページ、こちらで、区民の川に対する意識について資料掲載をさせていただきます。少しご説明をさせていただきますと、昨年度、区民意識調査ということで世論調査を実施したところ、まず、区内の水辺環境の満足度でございますけれども、「満足している」と答えたのが16.5%ということで、それ以外は基本的には満足しているという状況ではないといったところが確認できるかなというふうに思います。また満足していない理由、確認いただきますと、なかなかこのガイドラインの中でどこまでできるのかというのはありますけれども、「水質が汚い」これがおよそ8割。で、「臭いが気になる」これが6割といったところでございます。そのほか続いて「魅力的な空間ではない」「景観が悪い」「緑が少ない」こうしたところはまさしく川沿いガイドラインの対象になってくるかなというふうに認識してございますので、そうしたところに対して対応を付けていく必要があるかなというふうに認識をしてございます。また、水辺でしたい活動をご覧いただきますと、「散歩」が85%強といったところであり比重を占めていると。そのほか「飲食（カフェ、レストラン）」「自然観察」「飲食（弁当）」という形で続いているところが確認できるかなというふうに思います。

11ページ目以降は土地利用ということで、日本橋エリア全体の状況であったりというところを神田川エリア、12ページのところでは、13ページでは外濠エリアというところ

ろで整理をしてございます。

また、15ページ目のところでは地域資源がどうなっているのかということで、こちらについては地図に落とし込むような形で、16ページ目以降をご覧いただければと思いますが、地域資源がどのような形で点在しているのかというのを整理をさせていただいたり、可視化をさせていただいたりというところで、今、議論の材料としてご準備をしていたところでございます。

こうした形で様々な視点から現状を整理させていただいた上で、26ページご覧いただければと思いますが、川沿いの現状を踏まえた課題は何があるんだろうといったところで挙げさせていただいています。主に三つ挙げてございますが、一つは、水辺にアクセスできる地点を含めた回遊性の向上、これが課題なのではないか。そして河川水質の向上、これも課題なのではないか。また、川に背を向けた建築物の林立、こうしたことが課題ではないかということで、大きく三つ挙げさせていただいているといったところでございます。それを、これは全体の課題ということで、各それぞれのエリアごとの課題は何かということで27ページ、28ページをご覧いただきますと、日本橋川エリアのところでは業務集積地における空地の拡充、一体感のない川とまちの関係性の改善、河川空間の上空の閉塞感であったりとか、同様に神田川、外濠エリアのほうでも整理をしているといったところでございます。

29ページ目のところでは、こうした課題等を踏まえながらということにもなりますけれども、川沿いの空間が持つ機能・ポテンシャルは何なんだろうといったところで、防災の視点であったり観光の視点、にぎわいの視点、環境の視点、そうした体系化をしながら、今、分類をかけているといったところでございます。

で、31ページ目以降、第3章の中での具体的な方針ということもございますが、まだここの中を具体的に詰めるという段階ではなくて、現状整理といったところで主にご意見を賜ったといったところでございます。

レジュメのほう、大変恐縮ですがお戻りいただきまして、ご案内をさせていただければというふうに思います。

主な意見の中で3点ほどご案内をさせていただきます。

まず、工の部分でございます。川沿いを建築する民間企業目線で考えると、ということで、区が川に顔を向けることを強く求める姿勢が見えないと、事業性がなくて、民間企業は実施しない選択をすることが考えられると。ガイドラインで考え方を明確にするということが重要ではないか。

また、オのところでございますけれども、水辺や川沿い、遊歩道やオープンスペースがあればよいとなりがちだけれども、それだけではなくて、川に向かっていく道や川沿いにつながる連続性の空間、これを作っていくこと、川が見える場所を作るなど、様々な水の活かし方があると思うと。そのような観点がたくさんあるということを示してほしい。

そして、カの部分でございます。現場を見ることが大事。現場の視察を実施してほしいということのご意見を頂戴してございます。

今後のスケジュールということで、こちらも前回ご報告させていただきましたとおり、年度末に向けて取りまとめていくといったスケジュール感で記載をさせていただいてございます。しかしながら、先ほどのご意見の中に現場を見るといったところでご議論を賜っ

てございます。まずは現状を知る、共通認識を持つといったことが肝要かなというふうに考えてございますので、10月下旬の第2回の検討会の中では、一度現場を委員の皆さんと見に行くと、そういった機会を設けたいなというふうに思っております。つきましては、スケジュール感というよりは回数がさらに増えるといったところで、丁寧に議論を深めていきたいというふうに考えてございます。水辺を心地よく過ごせる空間、人が歩く目線で楽しめる空間といたしまして、機能向上を図れるようにガイドラインにて方針を整理してまいりたいというふうに考えてございます。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。質疑を受けます。

小林たかや委員。

○小林たかや委員 すみません、ちょっと気になっていたんで。先ほどのガイドラインの報告もそうなんですけど、検討会の委員メンバーなんですけれども、オブザーバーというのは何をなさるんですか。

○前田ウォークブル推進担当課長 オブザーバーでございますけれども、二つの団体といいますか、ところにお声をおかけさせていただいております。一つは東京都の建設局、もう一つは中央区の都市整備局でございます。近隣区との調整であったり、区も超えたというところで全体を俯瞰するという意味で東京都のほうにもお声をかけさせていただいているといったところでございます。また、委員の皆様におかれましては、参考資料ということで当日の資料の中に委員名簿もおつけをさせていただいております。ご参考にいただければというふうに考えてございます。

○小林たかや委員 区がメンバーに入っているんですけれども、区は何の役割をするんですか、部長2人。

○前田ウォークブル推進担当課長 まず、役割分担というところで区も記載をさせていただいております。まずは区として、なかなか直接ここを、もちろん持っているところがあれば別かもしれませんが、直接何か建築とかという形ではないかなというふうに認識をしております。一方で、このガイドラインを進めるための指針であるとか、全体調整、そうしたところは区が入っていく必要があるかなというふうに認識をしております。そうした役割分担の下、このガイドラインを進めていくことができればと考えてございます。

○小林たかや委員 これ、つくるのに、検討会で自由に発言してもらおう中では、僕の考えでは、区はオブザーバー、事務局は区がやっているんでしょ。で、進めるのは事務局で進めていくし、意見も求められるし、どちらかの方向に詳しいことは助言をするのは区の仕事だから、委員というよりはまさに区はオブザーバーでいいんじゃないかなという感じがして、先ほどの報告でもそう思っていたんだけど、でないと、何か会議のバランスが何かおかしいんじゃないかなと、実感で感じるんで、何かその辺は今後のことで、もうスタートしちゃっているんで意見だけですけれども、そうしたほうがより委員の検討会としての検討が深まるんじゃないかなと思うんで、その辺はいかがでしょうか。

○前田ウォークブル推進担当課長 ただいま小林たかや委員のほうから、委員構成についてのご意見を賜りました。私どもといたしましては、区として、私は事務局としてお答えをする立場でございますけれども、それぞれの担当部門のところからご意見を議論していくといったところで、委員として参画を頂いているといったところでございます。しかし

ながら、それが何か合意形成等、意見集約等に影響するといったことでございましたら、また今後の別途会議を開く上での参考とさせていただければというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

ほかにありますか。

こちょっと、1点、いい。東京都と何か品川区が社会実験しているんだけど、らくらく舟旅通勤みたいなのをやっていると聞いたんだけどさ、これ、当然やっぱり中央区もいっつも話題になっている常磐橋辺りは区境で防災船着場も共有しているわけなんだけど、これってうちのほうには来ないの。来ないの。ちょっと教えて。

○神原地域まちづくり課長 その連絡会議のほうには、千代田区のほうも出席させていただいております。しかしながら、今回のその舟旅の関係につきましては、隅田川を中心に計画するというところで……

○嶋崎委員長 隅田川か。

○神原地域まちづくり課長 日本橋川までは含んでいない状況です。

○嶋崎委員長 いない。そういうこともあれだよ、視野に入れるのも一つだよ。川沿いプラス当然そういう川の舟運に対しても考えでもあるだろうから、今後の中でちょっとまた情報を取ってくださいよ。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、この千代田区川沿いのまちづくりガイドラインの検討については終了いたします。

次に、（6）千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について、理事者から説明を求めます。

同じようなことが続くけど、担当課長、お願いします。

○前田景観・都市計画課長 委員長、景観・都市計画課長。

○嶋崎委員長 多いね、本当に。はい、どうぞ。

○前田景観・都市計画課長 続きまして、環境まちづくり部資料6に基づきまして、まちづくりプラットフォームのあり方の検討につきましてご説明、ご報告をさせていただきます。

こちらに関しましても、本年の6月14日の当委員会で概要のご説明、ご報告をさせていただいたものでございます。こちらも検討会のほうをスタートいたしましたのでご報告をいたします。

項番1、2、設置、所掌事務事項につきましては記載のとおりでございます。

検討委員につきましては、このたび合意形成の仕組み、あり方手法ということで、多岐にわたって参画を頂いてございます。有識者5名、地域関係者2名、商工観光事業関係者1名、子育て事業関係者1名、福祉・障害者事業関係者2名、公募区民2名、民間事業者2名の、それに区職員2名を加えまして、計17名でございます。

第1回の検討会といたしましては、項番4でございますけれども、9月29日に開催をいたしまして、議題として合意形成の仕組み、合意形成のあり方、手法につきまして資料提供も含めてさせていただいてご議論を頂いたといったところでございます。

本日、委員の皆様につきましては、第1回の資料のほうをお配りをさせていただいておりますので、こちらでも簡単に恐縮でございますが、ご案内をさせていただければというふうに考えてございます。

参考資料の資料1、ご用意いただいております。タイトルが「千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討の概要」となっております。ここでご覧になっていただきたいのは、まず1（1）の背景のところでございます。近年の社会情勢等ということで、記載をさせていただいております。やはりまちづくりにおきましては、多様な主体が参画して、それぞれの地域の実情と特徴、これに沿ったまちづくりをしていくことが大切ということで、そうした状況の中、二つ目のポチでございますけれども、社会経済状況の変化、地域コミュニティの流動化、個人の価値観の多様化、デジタル化、急激な社会環境等の変化に伴いまして、これまでのまちづくり方法論のみでは合意形成が困難なケースが生じてきているのではないかと。さらには、特にといったところでございますけれども、身近な地域におきまして、関係者の多様化や人間関係の希薄化等によりまして、多様な主体の意見を集約、意見を網羅的・総合的に把握してまちづくりの合意形成を行うことが困難な状況、こうしたこともあるのではないかと。地域の合意形成が不十分な状態でまちづくりが進んだ場合、今後も様々な問題が生じる可能性があるだろうと。ただ、また一口に「まちづくり」といっても、その種類・規模によって求められる合意形成の対象範囲は異なってくると。それらに対応した手法、検討を行っていかないといけないのではないかとということで記載をさせていただいております。この部分につきましては、この資料1の中の最終ページに、あくまでこれもたたき台でございますけれども、別紙でおつけをしております。共通認識というところでまちづくりの範囲と手法ということで記載をしております。必ずしもこれに当てはまるというわけではございませんが、一般的にはこのような形になるのではないかとということでピラミッド型で準備をしております。

①といたしまして、地域の計画・事業、まちづくりの構想、ガイドライン等、こういったものに当たるものについては影響規模というのが大きいだろうと。それに対してそれに応じるような形で合意形成に要する時間も増えるだろうと。一方で、地区計画の事業、個別の計画事業、こうした部分につきましては、その分、影響規模というのはだんだん小さくなって、合意形成に要する時間も短くて済むのではないだろうかとといったところで準備をさせていただいております。

また、これも一例でございますけれども、そうしたまちづくりの範囲が異なる中で、合意形成、その手法に対する考え方、どのような形で整理をしていくのがいいだろうかとということで、その手法等につきましては様々組み合わせることもあるかもしれませんが、適したものというのは変わってくるのではないだろうかとといったことで記載をさせていただいております。これもこれで必ずしもこういった形というわけではなくて、まちづくりは一口にまちづくりといっても、いろんなそれぞれの取組によって異なってくるだろうというところを共通認識するために別紙としておつけをさせていただいております。

資料1の1ページ目にお戻りいただきまして、（2）の千代田区の参画・協働の推進による合意形成ということで記載をしております。これはご案内のとおりでございますけ



れども、まちづくりにおきましても参画と協働ガイドライン、こちらに示しているとおりに進めてきたといったことを挙げさせていただいてございます。

おめくりいただきまして、2ページ、（3）で千代田区のまちづくりにおける動向ということで記載をしてございます。ここで見ていただきたいのは、四角の下から二つ目、そのような中と書いているところでございます。これまでのご案内のとおり、都市マス改定であるとか、ウォークブルのまちづくりデザインの策定であるとか、そういったところのご案内をさせていただいてございますけれども、いずれにしても、区民と行政はもとより、多様な区民同士において合意形成を進め、地域のまちづくりに関する共通認識を築くこと、その場づくりが重要となると。また、共通認識を円滑に築くためには、まちづくりの区内外の情報を共有しながら、区全体としてより良いまちづくりの合意形成を進めていくための総合的な取組が必要なのではないかということで記載をさせていただいてございます。

下のところのイメージといたしましては、これまで参画と協働ガイドラインに基づくといったところでやってきましたけれども、この上乘せというような形でイメージとして取れるような形で記載をしてございます。一方で、これまで、この中でもあります、この意見の中でもありますけれども、やはりデザインの悪さといいますか、なかなか行政の苦手とする部分でございますけれども、分かりやすさというところもうまく発信できていない。そうしたところの課題も含めて、このイメージのところにもありますが、上乘せしていくといったところに努めていく必要があるかなというふうに認識をしてございます。

右手の3ページ、ご覧いただきよろしいでしょうか。合意形成の課題を大きく3点挙げさせていただいてございます。一つは、区民等の増加、価値観の多様化があるのではないかと。二つ目といたしましては、社会・地域・コミュニティの変化に対応した場づくりがあるのではないかと。また三つ目といたしましては、まちづくりに関する情報の共有、これがあるのではないかとということで挙げさせていただいてございます。

こうしたことを課題を踏まえて4ページをご覧いただければと思いますが、課題解決に向けた新たな仕組み（たたき台）ということで、まちづくりプラットフォーム、この名称がいいかどうかというのも、今後、検討会の中で議論していくことができればなというふうに思っていますが、そのまちづくりプラットフォームの役割、挙げさせていただいてございます。幾つかこういった形で記載をしておるんですが、イメージ図でご覧いただければというふうに思います。

右手の5ページ、総合プラットフォームの概念図のイメージ（案）をご覧いただければというふうに思います。主に機能①②③ということで記載をさせていただいてございます。まず、機能の一つ目といたしましては、総合プラットフォームということで、区内におけるまちづくりの合意形成の統括。つきましては、まちづくりの事例であるとか、合意形成事例の整理をしっかりと整理をしてお示しをできるようにしていく必要があるのではないかとというふうに考えてございます。また、そのほか、適切な合意プロセスを提案できるとか、あとは地域における共通認識方式のあり方を整理していただくとか、そうした合意形成の統括を行っていくのが機能の一つ目でございます。

続いて、機能の二つ目といたしましては、各エリアプラットフォームへの支援ということで、また片仮名で恐縮でございますけれども、既存の地域別の協議会であるとか検討会、

そうしたものをエリアプラットフォームとして位置づけてございます。そうしたところに対しまして継続的な助言・提言を行っていく、専門家等の人材派遣を行っていく、こうしたことができないか。そしてそういったところの取組も含めて、機能③といたしまして、データベースとして整理をして、隣の動きも確認できるような形で整理をしていくと。ここは先ほどのデザインのところもありますけれども、なかなか階層が深くて見づらいとか、そういったことにならないように、ある程度直感でデータベースにたどり着くことができるように、そうした分かりやすさを含めたデータベースの整理が必要かなというふうに認識をさせていただきます。

ここでは機能ということで記載をさせていただきましたが、実際はさらにはこれを行う上での組織、それをどうしていくのかということも考えていかなければならないというふうに認識をさせていただきます。しかしながら、その組織につきましては、まずはこういった機能を持たせるのか、持っていくのか、こういった機能が必要なのか、そうしたところの共通認識をつくった上で、ではどこが組織として担っていくのが適切なのか、どれだけの体力が必要なのか、そうしたところも考えていく必要があるかなということで、まずは機能面について、こういった可視化をさせていただいたといったところでございます。

こういった資料の、資料1の中ではご説明をさせていただいて、資料2、資料3といたしましては、手法の例示、こういったやり方があるのか、これもどんどんどんどんアップデートしていくことができるといふふうに考えてございますが、思いつくところで合意形成の手法に挙がるものを記載をさせていただいたり、資料3のところでは、他事例といったところで、表紙のところでは府中市のL i q l i dの記載からありますけれども、オンライン型の合意形成のプラットフォームを持っているところであるとか、ぺらぺらおめくりいただきますと、神奈川の横浜市のような住民合意形成ガイドラインを持っているようなところの事例があったりとか、そうしたほかの事例も参考につけさせていただいていると。これは必ずしもこうしなければというわけではなくて、各自治体の取組、いいところを参考に、よりよい合意形成の手法等の整理が列記することができればということで準備をさせていただいたものでございます。

それでは、最後に、最後というか、第1回の検討会のご意見、こちらを少しご案内をさせていただければというふうに思います。レジュメのほうお戻りいただいてよろしいですかね。環境まちづくり部資料6のところでございます。

主な意見、ポイントを絞ってご案内をさせていただきます。まず、工のところをご覧いただければと思いますが、会議等に町会長だけでなく、もっといろんな人に抽選等でもらう仕組みがあってもよいのではないかと。

このところでございます。手法を考える際には、現地に行く手間を惜しむ人でも参画できる手法等、インターネット等が苦手な方向けのハイブリッド的な形を意識して考えられるとよいのではないかと。

裏面見ていただきまして、スのところでございます。会議体があっても横のつながりがないと情報共有ができませんと。しっかり情報共有ができて問題を共有して解決できるようにしたほうがいだろうと。

テのところでございます。自分のイメージと異なるけど、この手続を踏んでこうなったら仕方ないと「納得」するところを探っていく対話をどうつくるかということが目指す

べきもものだというふうに考えると。

トのところでございますけれども、納得するための手続き的公正という考え方があり、いくつかの条件があるとアウトプットは気に入らないけど仕方ないということになる。聞いている側もどうして反対しているということに気づけると対話をつくれるということでございます。

続いて、又のところでございます。又のところは、少なくとも行政で行うことはお互いにある程度寛容性をベースにすれば「納得はしていないけどどうぞ」ということがありうる。なぜそこにたどりつかないかについては、役所の文書が間違いのないようにつくられた、指摘等に応えられるための言葉や文脈だからである。例えば質疑応答集で、答える側に第三者を入れたり、区役所の責任を持たない立場の人が答えたりするといったことができれば、コミュニケーションがつくれるのではないか。

ネの部分でございます。今まで千代田区はガイドラインを持っていたが、前提としているのが行政が全部こたえなければならぬということである。そこに第三者が介することが、新しいタイプのプラットフォームかもしれない。今までは行政対住民だったけれども、隣に座る方に別の方を入れるだけで理解度が変わってくると考える。こうしたそのほかにも様々ご意見を頂戴していただき、いろんな角度からご意見を頂戴しているといった状況でございます。

今後のスケジュールを最後に申し上げさせていただきますけれども、こちら前回ご報告させていただきましたが、本件については2か年かけて整理をしていくスケジュール感とさせていただいております。まちに関わる多様な主体が相互につながりを強めまして、地域が一体となったまちづくりが展開できるように、可視化等を行いながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。質疑を受けます。

○小林たかや委員 すみません。ちょうどここでも指摘があったんで、メンバーの中でですね。先ほど、又で、ご意見という中の、委員の意見の中の又で言っていましたけれども、役所の責任を持たない立場の人が答えたりすることができれば、コミュニケーションがつくれるのではないかという意見も入っていますけれども、ここにもやっぱり役所の部長がお二人メンバーに入っているんで、やっぱり部長が入っているということは、もう聞かれれば部長が答えたりすると、それが答えになっちゃうから本当に。知っている人がほかにいないんだもの。ということを見ると、やっぱり部長たちはオブザーバーとかになっていたほうがいいのかなと。もちろん役割があるんで役所が入っていかないと回っていかないと思いますので、事務局とそれからオブザーバーとか、意見が言える立場であるオブザーバーになっているのほうがいいのかなというのはちょっとこの意見と一緒にです。

あともう一つは、この20人ぐらいのところプラットフォームということですか、これ。ちょっともう一度。ここがプラットフォームをつくっていくということですか。もう一度。

○前田景観・都市計画課長 今、2点ご意見、ご指摘を賜りました。1点目のメンバー等につきましては、先ほどと同様になりますけれども、ご意見として受け止めさせていただいて、また今後、各地域、まちづくりを進める上でどういった形の構成がいいのか、そこ

に行政が入るのか入らないほうがいいのか、その辺りも含めて今後の参考とさせていただければというふうに思います。

で、2点目に頂きました、このプラットフォームにこの17名が入るのかというご指摘かというふうに存じますけれども、まずこの在り方を考えるのがこのメンバーといったところでございます。そのため、合意形成とは何かということ所で様々な角度からということ所で多様な主体のほうにお集まりを頂いてご議論を賜っているといたるところでございます。今後このプラットフォーム自体を運営するのは、行政がいいのか、あるいは行政じゃないところがいいのか、そういったところの役割分担も含めてご議論がなされていくのかな、そういったところが恐らく組織といったところになりますので、今、必ずしもこのメンバーが引き続きやっていくとかということ所を何か前提に持ったわけではなく、今後の議論の中でどういった体制でやっていくのか、そういったところを議論していくことができるというふうに考えてございます。

○小林たかや委員 そうですね、この検討会のメンバー、先ほど僕が言ったのは、印出井部長が首をかしげていたけど、入っていいと思うんです。ただ、やっぱり役割をやらないうまくいい意見も出てこないのかなと思ったりしました。それで、今の説明、ここのメンバーをどうするかというのは、もう一つそれはやっていって構わないんですけど、やっぱりプラットフォームを各地域に、千代田区の昔でいう連合町会長単位でと言ったりすると、ここでも出ていたけど、連合町会長さんが出てきて、意見が活性化しないとかあったんですけど、こういうプラットフォームをつくっていくと、やっぱりこのまちづくりのプラットフォームというのは、将来、10年先とか、そういうのを目指してやっていく。その場でいいものというよりはそうだと思うんで、メンバー構成もやっぱり若い人、それから多様な方、女性もそうなんでしょうけど、そういうところでやっていかないと、中に例えば議員みたいのが入っちゃうと、行政もそうですけど、やっぱり情報も豊かだし、現実はどうしたらまとまるかみたいなことを言っちゃうと、やっぱりプラットフォーム、まとめようとするのもあるけれども、多様な意見が取れないのかなと。プラットフォームになり得ないのかなと思うんで、その辺はこれからの展開を考えてもらいたいなと思っています。

もう一つ、同じような形で、もう部長ぐらいしか知らないと思うんですけど、前は千代田区で、各連合かな、で、まちづくり協議会というのを置いて、区のまちの課題とかを全部そこへ持って行ってまちの方に説明をして意見をもらうということをやっていたんですけど、それはいろいろな批判もあったり、これ行政がやっていることを説明するだけじゃないかと、それだけでもすごくいいことだったんだけど、ただ、意見を言う部分がすごく少ないのと、やっぱりメンバーの選び方が町会長さんとかが中心なんで、意見言えないで帰っちゃう人が、ずっと聞いていて終わりみたいのがあったみたいなことがあって、あのときの、10年ぐらい前か、もうちょっとだな、15年、20年ぐらい前かな、のまちづくり協議会のことというのも、ある一定のまちのそこからコアになってきたりしたことがあって、今思うと、いろいろな批判はあったけれども、そういうまちの課題とかも話したりしていく組織が昔20年ぐらい前はあったんで、で、そんなのもちょっと参考になると思うんで、それを含めて今後進んでいただけないかなと思うんです。

○前田景観・都市計画課長 ただいま小林たかや委員から、2点、ご指摘を頂戴いたしま

した。

まず年齢、性別等ということでのご意見も賜ったところでございますけれども、まさにこのメンバー構成の中には、そういった男女比等も考慮しながら私どものほうでも構成をお願いしているといったところがございます。その中でも、先ほどインターネットが苦手な方等も含まれているかもしれないので、ハイブリッド型な形で意識をしてもらいたいということのご案内をさせていただきましたが、これはそのメンバーの中の若い世代からのご意見でということ、意見を出していただいた方のご意見となっております。まさしくそういった形のご意見を将来につなげていくといったところが肝要かなと。で、それをこのプラットフォームだけでなく、各地域の中のエリアプラットフォーム、そうしたところでも展開していただくことが今後重要なことというふうに思っておりますので、今回のこの整理と今後こういった形でエリアプラットフォームのほうをやっていくのがいいのか、助言していくべきなのか、その辺りと照らし合わせて検討させていただければというふうに思っております。

もう一点ですね、まちづくり協議会、こちらに関しましては、今の都市計画マスタープランの前の段階のところからそういった協議会があってご議論がなされたというところは、私も認識をしているといったところでございます。その協議会のほうには様々な立場の方がご参画をされて、いいも悪いも様々にご議論がなされて、ある意味では合意形成をしながらやってきたといったところの実態があるのかなというふうに認識しております。今現在コミュニティの変化といったものがあるかもしれませんが、やはりこれまで積み上げてきたところのよいところ、そういったところを拾っていきながら次につなげていくということが大事なところというふうに思っておりますので、過去の事例等も参考にしながら整理をしていくことができればというふうに考えてございます。

○小林たかや委員 もう今進めていることについては進んじやっていますから、もうしっかりやってくださいということなんですけども、ここにはやっぱり部長とか優秀なまちづくりの法律などもいろいろ知っている方がいるんですけど、仮に地域にプラットフォームができるとした場合、そこには知識ある人は来るんだけど、専門的な知識、例えば法律関係の知識だとか、都市計画関係の、言わば、あとまちづくりの法律関係のこととか、そういうことをどうしても頼らなくちゃいけないときが出てくるんですよ。勝手にいいからやろうって言って、そうだそうだと持ってきたら、これ、法律通りませんよみたいになっちゃいけないし、で、ここの組織の中にそういう人を入れるというんじゃなくて、そういう知見を欲しいときはオーダーできる予算を持ってもらいたいんですよ、進めるには。その辺を少し今後進める中で加えていってもらえないかなと。いかがですか。

○前田景観・都市計画課長 ただいま専門家の派遣等ということで、私どものほうでも機能②の中で記載をしているところに対してのご指摘、予算取りも含めて、頂いたのかなというふうに思っております。まさに地域のほうに対して専門家等を派遣する、それは専門家ということで位置づけをする中で一定程度リストアップをするような形で準備をしたほうがいいのか、あるいは地域の中からこういった人がいいということで、それに対応できるような形の準備をさせていただいたほうがいいのか、あるいはその両方をやっていくのかといったところの考え方を整理していく必要があるかなというふうに認識しております。また、専門家だけでなく、専門家の方にファシリテーターをお願いする。そう

いったやり方もあるだろうなど。そういう意味では幅広く、ここの一つ専門家の派遣といっても考え方というのは整理していかなければならないというふうに考えてございますので、このたび2か年という中では実証をしながらということでも来年度取り組んでいきたいというところもありますので、それらを踏まえて、予算化につきましても、区が組織としてやっていくのか、そういったところも検討しながら、今頂いたご意見を参考に議論していくことができるといふふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。

○大串副委員長 最近、片仮名がどうしても多くなって、プラットフォームだとかウォークابلとか、なかなか一言だけじゃちょっと分かりづらいんだけど、このプラットフォームという意味は、いわゆるまちづくりを進めていく上で住民が合意するための、住民合意のための場づくりということではないんですか。

○前田景観・都市計画課長 ただいま大串副委員長から頂いたご意見も含まれております。プラットフォームということで、意味合いとしては土台となります。つきましては、まちづくりを推進するための土台ということで、まず、こういった共通認識、合意形成を築くための土台があってこそまちづくりは進んでいくんだらうということで記載をさせていただいている、プラットフォームという横文字を使わせていただいているところでございます。

○大串副委員長 その上で、先ほど説明の中では、千代田区がまちづくりを進める上で、手続といふかな、仕組みといふかな、区が定めることはしませんと。そのそれぞれの地域で、何と言った、定めていただくというような説明があったんですけど、どうなんでしょう。私は千代田区は今まで、ないことはなかったですよ、参画・協働のガイドライン、これはまちづくりに特化したものではないけれども、それに基づいて、それからまちづくりのための協議会を組織してルールも設けてやってきた。一定のそういった仕組みもあるんだけど、ちょっとそれが曖昧であったり不十分であったりしたところがあるので、このたび千代田区としてまちづくりの手続をしっかりと定めようということでこのプラットフォームを検討しようということになったんだと思うんだけど、先ほどの説明だと、区は定めませんみたいなのがあったんで、この点だけお願いしたい。

○前田景観・都市計画課長 私の説明不足があったところでありましたら、申し訳ございません。

当日の資料の、資料1の5ページ部分、まちづくりプラットフォームの概念図のイメージということで案をおつけしてございます。基本は、今、各地域ということでエリアプラットフォームの意見を尊重するということのお話をさせていただきましたけれども、機能①では、区内における合意形成の統括といったことを記載してございます。つきましては、今、参画と協働ガイドラインが区でありますけれども、それより詳細に記載するような形のガイドラインになるかどうか、名称はまた別としてありますけれども、手続をしっかりと明確化したもの、区としてですね、それも準備していく必要があるだろうというふうに認識をしておりますので、まずはそういった整理をして、こういった手順でやっていくか、こういった会議体が必要かどうか、そういったところも含めてきちんと整理をした上でこの総合プラットフォームを動かしていくことができるといふふうに考えてござ

います。

○大串副委員長 ぜひ、それはよろしく願います。

で、もう一つ確認したいのは、現在あるまちづくり協議会、これは公の組織とするために要綱で定めて各協議会を位置づけています。で、要綱で定めるということは、当然その会議も会議録も公開しなければいけないとか、様々のルールを定めております。で、その協議会がどういう性格かもきちんとしなくちゃいけないということなんですけれども、できている協議会とできていない協議会があります。これは事務方に差があるのかどうか分かりませんが、ここは最低限まちづくりの協議会として要綱で定めた以上は、どこかの協議会も同じように公開であるとか、最低限のそういったものは守ってもらいたいと思う。特に国交省が定めていることがあります。協議会の在り方について述べています。検討組織は地区の住民等に対して十分開かれ、かつ地区の代表となり得る組織にしなければいけない。そのとおりだと思います。それから2番目に、組織の位置づけ、対象区域、メンバー構成を決めること。3番目にメンバー構成については既存組織をベースに公募等を行い、なるべく多様なメンバーを構成すること。で、4番、組織の公開性。で、5番目に会則をきちんと定めなさいよということになっているんですけれども、今後こういうプラットフォーム、検討するに当たって、この協議会の在り方もしっかりと千代田区として定めてもらいたいと思います。どうでしょうか。

○前田景観・都市計画課長 私の方も先ほどご説明の中で共通認識を築いていくと。そのためには情報を共有しながらやっていくことが肝要だということでご説明をさせていただきました。このたび、機能③のところではデータベースを整理していくということで記載をさせていただいてございます。このデータベースにつきましては、各協議会、そうしたところのデータも吸い上げていきたいなというふうに思っております。つきましては、自分たちの協議会の会議録とかもあるかもしれませんが、隣でこういったことをやっているのか、こういったいい活動が行われているのか、そういったところものぞいてただけ、確認いただけるようなこと、そういったこともやっていくことができるといふふうに考えてございます。そのためには、デザインも含めた情報の見える化、そういったところに工夫をかけていく必要があるというふうに認識をしておりますので、まだこの後データベースとかの整理のやり方とかも検討していかなければならないというふうに認識をしておりますので、そうした中には、今言っていたところのご意見も含めてきちんと整理ができるようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

○大串副委員長 はい。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この——いいの、どうぞ、いいですいいです。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、この（6）千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について、終了いたします。

次に、（7）ウォークアブルなまちづくりの取組みについて、どうぞ。

○前田ウォークアブル推進担当課長 委員長、ウォークアブル推進担当課長。

○嶋崎委員長 売れっ子だねえ。（発言する者あり）

○大串副委員長 朝からずっとだからね。

○嶋崎委員長 うん。どうぞ。

○前田ウォークブル推進担当課長 はい。すみません。続きまして、環境まちづくり部資料7に基づきまして、ウォークブルなまちづくりの取組みについてご報告をさせていただきます。

こちらは、予算の段階から今年度プレイスメイキング等の実証実験を行っていくということで、記載をさせていただいているところでございます。

まず、こちらのご案内でございますけれども、昨年5月に改定いたしました都市計画マスタープラン、その中で、将来像として「つながる都心」の実現に向けまして、人中心のまちづくりを展開していくということで本年6月にウォークブルまちづくりデザインを策定いたしましたところでございます。その具体の取組として、このたびプレイスメイキング等の実証実験ということでございます。改めまして、プレイスメイキングということでございますけれども、これは都市の中に単なるスペースだけではなくて、居心地のよい場所、楽しく過ごせる場所、そうしたプレイスをつくること。また個人の精神的なよりどころとなる場所を住んでいる地域や関わりのある地域で自ら創出・再生することでございます。そうした活動を以下のとおり取組を支援していくといったものでございます。

こちらの取組に関しましては、項番1、2合わせてご覧いただければと思いますけれども、6月20日から8月22日の間、活動の採択数といたしまして3件募集をかけましたところ、計11件の応募数があったといったところでございます。

項番3、活動に対する支援内容ということでございますけれども、私どもとして用意したのはモデル活動のAとBという形で呼んでございますが、まず、モデル活動Aにつきましては、(1)から(5)全ての支援を行うといった取組でございます。モデル活動Bにつきましては、(1)から(3)までの支援を行いまして、(4)、(5)活動の効果測定等の支援であったり、実証実験の結果報告作成の支援、これらは行わないものとしてご自身でやっていくといったところで、まずそういった実装ができるかどうかも含めてAとBという2種類で実施を募集をかけたといったところでございます。

項番4にて、選定によりまして採択がなされた活動3件記載をしてございます。ご紹介を少しさせていただければというふうに思います。

まず、モデルAでございますけれども、神田駅の東西を繋ぐ上白壁橋通りと神田駅東口大通りのウォークブルプロジェクトと称しまして、上白壁橋通りでは、オープンカフェ・ワークスペースの設置をはじめとしました取組によりまして、東西連携、日常的な賑わいの創出を図っていくと。また、神田駅東口通りのほうでは、路上駐車帯のParking Day、これをはじめとした取組によりまして、歩きやすく居心地のよい空間を創出するといったものでございます。

モデルB、続いて、縁結びの街というところでございますけれども、一つ目といたしまして、東京大神宮通り、こちらは「交流の輪が重なる街」と称しまして、フラッグ、提灯等の人流誘致サインによりまして、東京大神宮の参拝客を東京大神宮通りに誘導すると。また、東京大神宮通りの整備と合わせまして、ベンチ・テーブル等の滞留空間を創出して、多様な人々が集える空間を創出するといったものでございます。

最後に、こちらはモデル活動B、ストリートライフお茶の水ということで、こちらは茗



溪通りの歩行者天国の実施に併せまして、場所ごとに短時間の滞在から長時間の滞在まで対応して、アートやお茶の水の文化の発信をする要素を取り込んだ滞留空間を創出していくものと。また、イベント開催、滞留空間の創出、歩行者天国のみの三つの状況における効果検証を実施するというものでございます。今後でございますけれども、今回選定されました3件の支援はもとより、ご応募いただいた案件についても区としても別途何か手続上とか、検討とか、そういった支援ができるところについては支援できるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。質疑を受けます。

○小林たかや委員 ご説明いただいて、今、採択された活動がありますけれども、何かウォークブルでつながるとい印象がないんですけれども、どこがつながるんですか。見た感じだと今までやっているイベントを普通に行うように感じますけど、あえてウォークブルなまちづくりの取組の中で、これが、普通のイベントとは違って、ウォークブルでつながるといのはどういうところですか。

○前田ウォークブル推進担当課長 まず、このつながるといったところの意味合いとしまして、滞留空間としてのつながり、そして回遊空間のつながり、この2種類を挙げさせていただいてございます。それぞれ滞留空間として人とその中でベンチとか、そういった設置のことも先ほど申し上げさせていただきましたけれども、人の中のつながりがあるだろうと。それには人流ということで回遊性を高めて、その中で人と人が交わることもあれば、地域がつながっていくということもあるだろうというふうに認識をしております。一方で、一定のイベントと似通ったところもあるんじゃないか。そういったご指摘のところもあるかなというふうには認識をしております。しかしながら、なかなかこういった取組ができなかった。どういう取組をしていけばいいかが分からなかったといったところも含めて、こういったご応募を頂いているのかなというふうに考えてございます。いずれにいたしましても、今回この取組が実証実験ということで効果がどう出るとかというのはありますけれども、こうした取組が非日常だけでいいのか、一定程度日常に変えていくことが大事なのか、そうしたところも各こういった取組のところでは検討していただきながら、よりよいまちづくりのほうを展開していくことができると考えてございます。

○小林たかや委員 よくお考えは分かるんですけど、ウォークブル、要するに回遊性をつくりながらみんなつながっていきこうということがいいんですよね。そうじゃないんですか。ちょっともう一度。

○前田ウォークブル推進担当課長 ありがとうございます。

今頂いたのが、ウォークブルの中の、この人流も含めたいろんなつながりの意味で小林たかや委員からご指摘を賜っているのかなというふうに思っております。ウォークブルという言葉一つ取っても、非常に幅が広くて、その中でも今回はプレイスメイキングということで、居場所づくり、こういったところに視点を置いた取組ということで今年度実証するものというところでございます。今頂いた指摘も踏まえて、ウォークブルについては様々な取組があるかというふうに思いますので、このたびはプレイスメイキング等の実証実験を行っていくということでご理解を賜ればというふうに思います。

○小林たかや委員 先ほど副委員長がご指摘していましたが、英語にすると、本当に分

からなくなっちゃいますね。今回はプレイスメイキングというか、あまり英語で言われるとしっかりこないんですけども、要はここで実証実験、実証イベントをやりますということですね、3か所選んで。やっぱりこれすごく言われた中で、千代田区の事業と一緒に相まって飯田橋、大神宮通りなんかはそうでしょう。活用してウォークブルというんですか、回遊性をつくっていくということは感じられますけど、実証実験で、これ、何か補助金が出ているからやるような話ですか。この実験実験というのは、どこか国とか東京都から補助金が出ている、実証実験やったら補助金出すよというんですか。そうじゃなくて、もう区がこのウォークブルなまちのプレイスメイキングとして独自にやっっていこうという事業ですか。

○前田ウォークブル推進担当課長 まず、特にこの実証実験に関して、国、都、こういったところの何か実証実験の募集があったということではございません。区として取組として行うものとなっております。一方で、全ての支援策が使えないかといったら別の話になりまして、ただ、重複しないような形で私どものほうは展開をさせていただいているといったところでございます。で、金額としては50万円といったところで採択されたところにはその支援があるわけでございますけれども、今回、手続上、今、担当のほうで行っていますのは、庁内関係の協議、あるいは外部との協議、こうしたところにもなかなかハードルが高くて、そういった検討、相談もできなかった。そうしたところについても支援をさせていただこうというところで、新たな取組、ソフト面の取組も合わせて行わせていただいているといったところでございます。また今回、先ほどの50万円の話がありましたけれども、なかなか採択するには、数にはどうしても制限がありますので、それに至らなかったところであっても、話を聞いてソフト的な支援ができないかどうかというところは柔軟に対応させていただいているといったところでございます。

○小林たかや委員 分かりました。それは何か別に補助金目的じゃない。で、せっかくやりたいという11件ね、先ほど中で選ばれなかった、3件しかやらなかった。残りの分はもう積極的にやりたいと言っているのは区が応援してあげて、問題点を抽出してくるぐらいのほうがいいと思いますんで、その辺は引き続きよろしくお願いします。

○前田ウォークブル推進担当課長 ご指摘のとおり、その残り8件のところについてもきちんとお声かけをして、私たちのほうからもアクションを起こしていく必要があるかなというふうに認識をさせていただきます。せっかくこういった手が拳がっているといったところを前向きに捉えまして、私どもとしては何かできることがないか、そうしたところからしっかりと考えていきたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、(7)のウォークブルなまちづくりの取組みについての報告を終わります。

かなり課長がしゃっている荷物が大きいんで、(発言する者あり)これ、ちょっと、多分みんな心配していると思うよ。だから、うまくまちづくりの中で役割分担しながらやらないと、全部しょっちゃんう感じになるから、大変な話になっちゃうからさ、そこはね、部長、頼みますね。よろしくお願いします。

それでは、環境まちづくり部は終了いたしました。政策経営部に入ります。(1)個人

情報の保護に関する法律の改正について、説明を求めます。

○石綿総務課長 委員長、総務課長。

○嶋崎委員長 総務課長。

○石綿総務課長 はい。政策経営部でございます。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 俺がそうやって言っているんだから。（発言する者あり）

○石綿総務課長 失礼しました。それでは、政策経営部資料1に基づきまして、個人情報の保護に関する法律の改正についてご説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に関連する情報につきましては、これまで企画総務委員会をはじめ、直近では今定例会の予算・決算特別委員会の分科会でもご議論いただきまして、時々のお知らせをしてきているところでございます。今回、法改正を受けました国のガイドラインの内容も明らかになりまして、区としても条例の取扱いにつきまして一定の方向性も見えてきたところもでございます。本日は、この法改正やガイドラインの概要、また、これを受けまして、審議会の委員の方々にもご相談をさせていただいているところではございますが、現時点の区の対応の考え方につきましてご説明をさせていただければというふうに思います。

それでは、お手元の資料をご覧くださいと思います。多少説明の流れによりまして前後、行ったり来たりするということもございますが、この点ご容赦を頂ければというふうに思っております。

初めに項番1、法改正の概要でございます。個人情報の保護に関する法律が令和3年に改正されたことによりまして、来年4月から、本区はもとより、地方自治体がそれぞれ規定している個人情報保護に関するルールが法によって全国的に統一されることになるものです。

恐れ入りますが、おめくりいただきまして、別紙1をご覧くださいませでしょうか。横判で恐縮でございます。こちらは個人情報保護制度の全体像を示したものでございます。ポイントとなる部分をご紹介をさせていただきたいと思っております。上段の①にございまして、現行の個人情報保護法等、三つの法律を新個人情報保護法に統合をするとともに、各地方公共団体の個人情報保護制度も、この法による全国的な共通ルールによって個人情報の保護を行うこととなるものでございます。もう一つのポイントは、個人情報の定義などが国、民間、地方で統一化されるもので、この二つが特に大きなポイントとなっております。

こちらを図示したものがこの下段にお示しをしておりますが、ご覧のとおり、現行から見直し後には大幅な整理がなされるものでございます。例えば、一番上の所管で申しますと、国や民間、地方公共団体などによりまして根拠法令が異なっておりますが、改正によりまして新たな個人情報保護法で統一化され共通化がなされるものでございます。

一旦お戻りを頂きまして、続いて項番2、ガイドラインの概要でございます。

まず（1）にございましてガイドラインの目的でございます。ガイドラインは国の個人情報保護委員会が行政機関などにおける個人情報の適正な取扱い確保を目的に、法に基づく具体的な指針として定めたもので、一部について従わなかった場合は法違反と判断される可能性があるものでございます。なお、法と同様に、適用範囲には地方公共団体の議会は含まれてございません。

次に、（２）にございますガイドラインで示された個人情報等の取扱いでございますが、こちらポイント部分を端的にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、①保有に関する制限といたしまして、必要な場合に限り、かつ利用目的をできる限り特定した上で保有することなどを求めています。

次に、②取得及び利用の際の遵守事項といたしまして、適正な取得や利用目的の範囲内で取り扱わなければならないことを求める一方で、行政機関の事務や事業の円滑な運営を図るために個人情報の取得や利用の際の遵守事項を定めています。

次に、③でございます。安全管理措置等といたしまして、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大するような事態を防止するため、行政機関等が講ずべき措置及び従事者の義務を定めています。

次に、④でございます。漏えい等の報告といたしまして、行政機関の長などに対し、保有する個人情報の漏えいなどによって、個人の権利利益を害するおそれ大きい事態が生じた場合には、国の個人情報保護委員会へ報告、本人に対して通知することを求めています。

おめくりを頂まして、裏面⑤でございます。利用及び提供の制限といたしまして、原則として利用目的以外の目的のために利用すること及び提供することを禁止した上で、例外的に利用目的以外の目的のために利用すること及び提供することが認められている場合について定めています。

続きまして、（３）の開示請求等でございます。行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認及び確保する上で重要な仕組みといたしまして、開示請求、訂正請求、利用停止請求のいわゆる自己情報をコントロールできる仕組みというものを定めています。中でも開示請求に対する決定につきましては、原則として30日以内に行うこととされ、開示請求をする者は、条例の定めによる手数料を納めなければならないと定めています。

次に、（４）その他でございます。まず、人種、信条など、取扱いに特に配慮を要する個人情報として要配慮個人情報を定めています。また、地域の特性等に依りて条例でも要配慮個人情報を定めることができると定めています。

次に、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合は、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるものとしている一方で、個別の事案について、審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するため、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について審議会等への諮問を要件とする条例を定めることはできないとされています。

次に、保有個人情報の透明性の向上及び適正管理を図るため、取り扱う個人情報等を記載した個人情報ファイル簿の作成・公表が義務づけられています。

こうしたガイドラインの内容を基に、改正法と現状の千代田区個人情報保護条例の主な規定の比較を別紙2でお示ししてございますので、恐れ入りますが、ご覧いただけますでしょうか。おめくりいただきまして、右肩別紙2でございます。ただいまご説明をさせていただいております内容と重複する点もございますので、こちらポイントのみご説明をさせていただければと思います。

まず、項番1の適用の範囲、定義といたしまして、個人情報の定義として、法では、生

存する個人に関する情報に限られるものとなっております。また、運転免許証の番号や国民健康保険の被保険者証の記号番号など、政令で定める個人識別符号が含まれるものも個人情報に含むとしてございます。

次に、項番2の個人情報の取扱いといたしまして、大変恐縮ですが、またおめくりを頂きますして、個人情報の取得、管理、利用、提供につきまして、法で規定されることによりまして、本区のみならず、全国的な共通ルールとして、同じ規律が適用されることとなります。また、社会全体のデジタル化に対応するため、コンピュータ処理、結合に係る制限は規定されてございませんが、安全管理措置を講ずることが義務化されております。

次に、お進みいただきまして、一つ飛びまして、項番4の制度運営その他といたしまして、先ほどご説明をさせていただきましたが、法では、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、審議会等への諮問を要件とすることは禁止されている一方で、制度の運用や在り方につきましては、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会等に諮問することができるかとさせていただきます。

それでは、再度、申し訳ございません、お戻りを頂きますして、最後にご説明申し上げてまいりました改正法の施行を受けた本区の対応といたしまして、項番の3でございます。行ったり来たりで恐縮でございます。3の法改正への対応でございますが、こちら、詳細、もう一度おめくりを頂きますして、別紙の3でございます。一番最後のペーパーでございます。こちらをご覧くださいながら、ご説明をさせていただきたいと思っております。

項番1にございますとおり、対応の概要といたしましては、ガイドラインを踏まえ、本年度中に改正法で委任された事項を定める条例、これは法施行条例でございますが、こちらを新たに制定するとともに、現行の個人情報保護条例を廃止し、関連する条例につきまして、所要の改正を行う予定でございます。なお、新たに制定する法改正条例の規定につきましては、区民の安心を確保することに留意いたしまして、法の範囲で、これまでの区のサービス水準の確保を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、項番2の法で委任された個別事項でございます。法には、行政機関等で定めることを求められているものや、自治体の裁量の範囲で定めることができるものなどが決められてございます。

(1)にございますとおり、条例で定めることとされている事項をお示ししておりますが、このうち、①の開示請求に係る手数料につきまして、政令で定める額は、行政文書1件当たり300円とさせていただきますが、現行の区の個人情報保護条例に基づく手続では、手数料無料としてございます。写しの交付における費用、いわゆるコピー代であるとか、送料でございますが、これのみを徴収しているというのが現状でございます。

続きまして、おめくりを頂きますして、裏面でございます。(2)でございますが、こちらは、必要に応じて、区が条例で定めることが許容されている事項をお示ししてございます。このうち、④の開示請求等の手続につきましては、法では、開示決定等の期限は原則30日以内とさせていただきますが、現行の区の個人情報保護条例では、開示決定の期限は原則15日以内とされておりまして、訂正決定または利用停止決定の期限は、原則20日以内とさせていただきます。

また、⑤の個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞く

ことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問でございますが、現行の区の個人情報保護条例で設置されている個人情報保護審議会は、法施行後は、制度の運用や在り方について、専門的な知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要とされる場合のみ諮問できるものとなってございまして、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等につきましては、審議会の諮問を要件とする条例を定めることはできないとされてございます。

以上、ただいまのご説明内容を踏まえまして、今後、準備が整い次第、今年度中には、議案として上程をさせていただきます。その際には、議会の皆様に変更してご説明をさせていただいた上で、ご審議を賜りたいと存じてございます。

お時間を頂戴いたしました。ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。説明いただきました。質疑を受けます。

○岩田委員 この資料1の裏面の(2)の⑤、下から2行目、「例外的に利用目的以外の目的のための利用及び適用が認められる場合について定めている」。「例外的に」って、これはどんな感じで定められているんでしょう。例示列挙とかされているんでしょうか。でしたら、幾つかちょっと例を挙げていただければと思うんですが。

○石綿総務課長 こちらは、特に具体の例というのはございませんが、都度、ケース・バイ・ケースで、またこちらはお取り扱いをさせていただくということになるかと思えます。基本的には、まずは、利用目的以外の目的のための利用というのを、原則は禁止しているというところが趣旨でございます。

○岩田委員 次に、次の(3)番、開示請求の原則として30日以内と書いてあるんですけど、これは、例えば、個人ではなく、あくまで例えばですよ、警察とか、裁判所とかが開示請求をした場合というのはどうなんでしょう。やっぱり30日なんでしょう。

○石綿総務課長 基本的には、その日数の以内ということになります。もちろん、事務の取扱いによっては、一般の方でも当然ですけれども、それより短くなるということは考えられることだと思います。まずは、この日にちという以内で対応させていただくことが原則かなというふうに考えてございます。

○岩田委員 原則はということ、じゃあ、例えば、例外的にこれが長くなるということもあるんですかね、場合によっては。

○石綿総務課長 原則でございますが、状況によってはということ、場合によっては、可能性があるかなというふうに思っております。

○岩田委員 ありがとうございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○木村委員 これ、別紙1、国の資料でしょうか。大きな特徴というのが2点あるということで説明いただきました。3本の法律を1本の法律に統合すると。それから、個人情報の定義も統一をすると。ここに大きな特徴があるというご説明でした。

①で全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する。自治体は、この個人情報保護委員会の指示に従うという関係になるんでしょうか。

○石綿総務課長 体系的にはお示しをしているような形になるというところで認識をさせていただきますが、これ、まず、国のほうの目的としましては、一元的に監視、監督するということを主眼としてございますので、まさにこの立てつけになっているというところは

あるかなというふうに思っています。

○木村委員 そうしますと、個人情報保護というのは、歴史的には自治体のほうが進んでいたわけですよ。まず、地方自治体が個人情報保護条例をつくり、川崎市でしたっけ、全国で一番早かったのは。その後、国が統一的なものということで来たんだけど、ですから、国の個人情報保護法よりも、より厳しい保護措置を設けている自治体の条例のほうが多いと。今回は、それが緩和されると。そうすると、地方自治体としての実勢を發揮しにくくなるということになるんでしょうか。

○石綿総務課長 今のご質問でございますけれども、まず、今回の法改正につきましては、いわゆるデジタル化、こういったものが非常に必要になってきたということもでございます。これは、ビッグデータの活用等々、近年叫ばれているような内容でございますが、こちらをさらに推進させていくために、法の整備がなされたというふうに認識してございますが、これ、やはり見方というところもあるのかもしれないけれども、今、委員ご指摘のような視点というのは、当然ながら、私どものほうは、一概に緩和されたというふうには認識は、受け止めてございませんで、地方公共団体も様々な現状があるというところもございませう。今、例に挙げられていたような川崎市のような条例を制定しているところもございませうし、本区のような内容のものもある。一方では、国の示すような内容にも満たないような条例を制定しているというような自治体もございませう。ここで、データを様々な住民の方の生活の利便に資するような活用をさせていただくためには、一定の共通の取扱いルールというものがやはり必要になってくるだろうと。それがやはり低いレベルということではなくて、一定のレベル感に合わせていくことが必要だろうと。そこは国も責任を持って、監視をして、複数の自治体から様々な事例なども集めながら、またブラッシュアップさせていく。こういった趣旨であろうかと認識してございます。

○木村委員 この資料の一番最後、別紙3の裏側ですね。⑤の一番最後の丸のところに、「個人情報の取得」云々、「オンライン結合等について、審議会の諮問を要件とする条例を定めることはできない」と。現行条例は定めているわけですよ。オンライン結合するときには、審議会に諮ると。それも今回は駄目だと。で、これを定めることは、ガイドラインに反するから、それはもう違法だという扱いにされると。

そうすると、これ、国の資料の別紙1の裏面の、これも一番最後に「地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について」というふうに規定があって、それで、必要な場合に限り、条例で独自の保護措置を規定できると。条例を定めたときは、その旨、その内容を個人情報保護委員会に届出をすると。結局、自治体が必要だと判断した場合には、条例で独自の保護措置を規定するけれども、実際、その条例を定めたときには、国の個人情報保護委員会に届出をすることなので、個人情報保護委員会が認める範囲内でしか個人情報の独自の保護措置というのは設けられませんと解釈でしょうかね。これからまた出てくるんで、今日はこれ以上言いませんけれども、そういう解釈なんではないかな。

○石綿総務課長 法の規定に関しましては、こちらに記載のとおりというところでございますんで、その解釈の問題もあるかなというふうに思っていますけれども、特に、単純なお話では、今ご説明をさせていただいたとおり、例えば、コンピュータ結合に関しましては、今までのように保護審議会で、区の保護審議会で諮問をするということは、基本的にはできなくなるかなというふうに思っています。

一方で、安全管理措置の義務化というところもございますので、こういった内容のところ、ある程度の縛りをかけていくことというのは、区でも対応できる、十分に対応できる範囲でございますので、ここは、しっかり対応していかなければいけないかなというところでございます。

また、現状の区の保護条例につきましても、コンピュータ結合というところの概念が、少々、ちょっと前時代化しているようなところもございますので、こういった部分も、現状のコンピュータ結合というのかなり限られた範囲であるというのも実態としてはございます。この辺りも、安全管理措置の検討も含めて、まさに、今度、条例に関しまして、改めて議案でお示しをさせていただきますが、この間に鋭意検討させていただければなというところでもございます。

○嶋崎委員長 いいですか。（発言する者あり）

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、個人情報保護に関する法律の改正について、終了いたします。

次に、（２）（仮称）千代田区第４次基本構想の検討状況等について、理事者から説明を求めます。

○夏目企画課長 それでは、（仮称）千代田区第４次基本構想の検討状況等につきまして、政策経営部資料に基づきご説明いたします。

本日は、先週の１０月６日木曜日開催いたしました基本構想懇談会第３回全体会の主な内容等についてご報告いたします。

なお、本日の資料も、基本構想懇談会で用いた資料をご用意しております。

初めに、資料に入ります前に、懇談会全体の進捗状況についてご説明いたします。まず、懇談会には、基本構想のたたき台に対して、様々な視点からご意見を頂き、最終的に提言書という形で取りまとめて、区に提出していただくことをお願いしております。私どもは、その提言書ですとか、議会から頂戴するご意見等を踏まえて、基本構想のたたき台に修正を加えて、素案をつくっていくというのが大きな流れでございます。懇談会では、これまで全体会を３回、部会を２回開催しております、提言を取りまとめる段階に入ってまいりました。先週の第３回全体会では、これまでの意見を踏まえて、提言書の取りまとめ作業に着手をしたところです。私どもでは、先週の懇談会で出たご意見を基に、提言書のたたき台というものを修正し、次回の第４回全体会でご確認を頂いて、提言書を仕上げたいと考えております。

それでは、第３回全体会の内容についてご説明いたします。幾つか資料がございますが、一番最後の資料３のほうを最初にご覧ください。あ、すみません、そうですね、途中に入っています３のほうをご覧ください。こちらは、懇談会にお示しした提言書のたたき台となっております。ここでは、提言書の成果物のイメージをご確認いただければと思います。

お聞きいただいて、５ページから９ページぐらいが基本構想のたたき台に対する直接の提言という形になっています。その後で、１０ページ以降、提言の基になった懇談会のご意見だとか、さらに、その後ろのほうには、基本構想のたたき台以外の具体的な取組などに対する提言というのが記載をされております。協議の内容については、ちょっと別の資



料でご説明させていただきます。

資料1、A4の横判のほうをちょっとご用意いただければと思います。こちらは、提言を作成するための協議の資料となっております。提言の文案と提言の基になった懇談会の意見が掲載をされております。

10ページをご覧ください。提言に関する部分は、この10ページ以降に記載をされております。どのページも重要なご意見を頂いているんですが、時間の関係もありますので、かいつまんでご説明いたします。

まず、提言書の構成になっておりますけども、こちら、10ページ、「はじめに」から「参考」まで、大きく四つに分かれております。さらに、その中で、3番の提言内容、こちらが肝の部分ですが、基本構想についての提言、それから、その他区の取組みに対する意見ということで、こちらは二つに大きく分かれているというところなんです。今日は、この3の（1）の基本構想についての提言のところを簡単にご説明いたします。

12ページのほうをご覧ください。こちらは、基本構想のたたき台の「はじめに」の部分と、「区と基本構想の役割」という部分があるんですが、そこに対する提言の検討になっています。これ以降、必要に応じて、構想のたたき台も参照していただければと思います。

資料の見方ですけども、上部のゴシック体のタイトル部分が構想のたたき台の該当部分、紙面の左側が提言の内容、文案になっています。右側の部分が提言の基となる懇談会の意見というふうになっています。

まず、「はじめに」の部分についてですが、右側で長過ぎるといった、こういったご意見がございました。これを踏まえて、提言のほうでは、分量を工夫するなど、読み手にとって読みやすく理解しやすい内容にせよ、そういった形でまとめております。

また、二つ目の部分ですね、こちら、ご意見のほうで、ジェンダーマイノリティや外国人に触れてほしい、現在の基本構想を策定した20年前との大きな違いである多様性、国際化、IT化に触れるとよいといったご意見を頂いております。

少し飛ばしまして、15ページのほうをご覧ください。こちら、構想のたたき台のめざすべき将来像、「伝統とモダンがとけあい」と、そういった言葉から始まるころの部分に対する提言の検討になっています。ご意見の、右側の表のご意見の下から三つ目のところですね。ここでは、「伝統とモダンがとけあう」という表現は気に入っているというご意見がある一方で、全体として、モダンは分かりにくいとか、なぜモダンだけ外来語なのかとか、そういったご意見が多数ございました。このため、提言書の文案、左側では、後半部分で、特にモダンという表現が分かりにくい、別の表現に改めることも含め、再検討せよといった、そういった内容になっております。

また少し飛ばしまして、23ページのほうをご覧ください。こちら、分野別将来像、三つございますけども、その分野別将来像、三つ目、「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」という、環境まちづくり、それから災害対策などに関する分野の将来像になっています。

この次の24ページ、すみません、何度も申し訳ありませんが、24ページのほうをご覧ください。24ページの意見欄、二つございますが、上のほうで、こちらで、区内の緑は偏在しているといった趣旨のご意見ですとか、あるいは、3番目のところ、身近な緑は

必要だといったご意見のほか、再開発に関わるご意見で、再開発したエリアは緑が多く配置されていて良いですとか、千代田区の方は再開発よりもまち並みを変えずに残したい人が多いと想像していたという、そういったご意見。それから、まちづくりについて、現在の区の方向性は高層化に一本化されている。例えば、街路樹に関するスタンスはないのではないかと、そういったご意見も頂戴しております。また、子どもに対するアンケートでは、「環境に優しいまち」の水準が低かった。子どもがよく利用する場所の自然環境が豊かではないということではないかと、そういったご意見もございました。

提言の案、左側の文章のほうでは、最後の部分で、身近に自然と触れ合うことができるまちづくりを推進する意思を将来像に込めてほしい、そういった趣旨のことをまとめております。

次に、29ページのほうをご覧ください。こちらは、全体に関わる意見というふうの上に書いてございますけども、ここでは、基本構想の期間、目標年限等に関して、ご意見を頂いております。意見の一番上ですが、基本構想をどれくらいの期間使うのか気がかりだ。基本構想には、期限があった方がよい。10年程度の期限を設けるなどの対応が必要ではないかといった、期限を設けるべきとのご意見を頂戴しております。提言案のほうでは、こうした意見を踏まえて、期間設定について、もう一度その必要性を検討せよといった記載としております。

一応、こちら、先ほど申し上げましたけども、この提言書の案につきましては、次回の11月8日、第4回全体会というのを予定しておりますが、そこで取りまとめて、その後、区のほうに提出をされる予定となっております。一方で、前回の当委員会でもお話がございましたが、開催見込みの連合審査会のほうでは、議会の皆様のご意見も頂戴しまして、提言書と議会のご意見等を踏まえて、基本構想のたたき台の修正作業を行ってまいります。

最後に、現在、基本構想との関連で、千代田区行財政改革に関する基本条例の取扱いにつきまして検討しているところです。この条例は、経常収支比率と人件費比率の目安、それから、行財政改革の状況に関する公表について定めているものですが、第3次基本構想を廃止した場合の――現行の構想ですね、これを廃止した場合の取扱いについて、整理が必要ですので、考え方がまとめ次第、また報告をさせていただきます。

簡単ですが、説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。質疑を受けます。

よければ、ちょっとこの後諮らさせて、改めて諮らさせていただきたいんですけども、3連合審査を17日に開催したいというふうに思っております。当然そこでは議論をしていただきますけれども、主軸としては、企画総務委員会のところが非常に主軸になります。でも、多岐にわたりますもんで、3連合ということになりますので、そのところで、我々は、何回か説明は、この懇談会の話も聞いていますけれども、3連合としては多分初めて情報提供するということも踏まえて、一応3回ぐらいを予定しています。17日、それから、まだちょっと定まっていませんけども、25日ぐらいの週で、その後は調整ということで、3回ぐらいを、今、調整を執行機関としておりますので、取りあえず17日のところでまたご意見を賜るということで、今日のところはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。（２）の（仮称）千代田区第４次基本構想の検討状況等について、終了いたします。

次に、（３）令和４年特別区人事委員会勧告について説明を求めます。

○神河人事課長 それでは、令和４年特別区人事委員会勧告についてでございます。

去る１０月１１日、特別区人事委員会が２３区議会議長及び区長に対し、特別区職員の給与等について、報告及び勧告を行いましたので、政策経営部資料３によりご報告させていただきます。

まず、１、給与改定の内容。（１）月例給についてでございます。こちらについては、職員給与が民間給与を下回っている公民較差を解消するために、その較差の額８９６円、率にして、０.２４％を給料表の引上げにより改定するというもので、国や民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を引き上げるとともに、若年層の職員が該当する給料表の級号給を引き上げるといったものでございます。例えば、１類職員の初任給を例に挙げますと、４,５００円、給料月額が引き上がるということでございます。

次に、（２）特別給についてでございます。民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を０.１月引き上げまして、現行の４.４５月を４.５５月にするというものでございます。この０.１月の引上げ分につきましては、勤勉手当に割り振られているところでございます。これら、月例給、特別給の引上げにより、特別区職員の平均年間給与は約５.４万円の増となります。

続きまして、（３）３月期末手当の廃止でございます。令和５年度から、特別給につきましては、３月の期末手当を廃止いたしまして、６月期、１２月期の計２回となりまして、それぞれが均等になるように配分されるということでございます。

続きまして、（４）実施時期でございます。月例給の引上げにつきましては、今年度分の給与に反映させる必要があることから、本年４月１日に遡及しての実施。特別給の引上げについては、改正条例の公布の日から、また、３月期末手当の廃止につきましては、来年４月１日からの実施でございます。

裏面にお進みくださいませ。このたびの給与勧告に合わせまして、人事委員会から人事・給与制度、勤務環境の整備等に関するご意見を頂いておりまして、こちらに主なものを抜粋させていただいております。本日、説明まではいたしません。特別区人事委員会から議員の皆様宛てに届きましたこちらの冊子、本日、席上に配付させていただいております。こちらと併せまして、後ほどご確認いただければと思います。

最後に、口頭にて、今後のスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。

今回の給与勧告を受けまして、区長会と特別区職員労働組合連合会及び東京都清掃労働組合との間で、給与改定交渉が行われます。この交渉結果を踏まえまして、第４回定例会に条例改正のご提案をさせていただく予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。人事委員会からの勧告について、ご説明いただきました。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 恒例ですけど、１１月の月末ぐらいに労使交渉になると思いますので、ま

たその節はよろしくお願いいたしたいと存じます。終わります。

日程2、その他に入ります。

委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

執行機関からは。

○前田景観・都市計画課長 都市計画審議会の開催につきまして、ご案内を申し上げます。

10月18日火曜日、午前10時から、当委員会室におきまして、都市計画審議会を開催させていただきます。案件といたしましては4件。審議案件が1件、東京都市計画駐車場第22号常盤橋駐車場の変更について。報告案件は3件でございます。地区計画の見直し方針の策定について、用途地域の一括変更等について、二番町地区のまちづくりについての報告を予定してございます。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。続けてどうぞ。

○江原翹町地域まちづくり課長 すみません。ただいまの審議会、10月18日の都市計画審議会報告事項である二番町地区のまちづくりについて、補足させていただきます。

先日10月5日の特別委員会にて、9月26日に実施いたしました日テレ通り沿道まちづくり協議会にて、日本テレビから都市計画法に基づく提案をするという話があったこと、並びに、提案を受けたら、区としての考え方をまとめた上で、直近の都市計画審議会に報告することとなるということについて、ご報告させていただいたところでございます。

今般、昨日でございますが、日本テレビから提案がなされましたので、10月18日の都市計画審議会にて、その提案の内容ですとか今後の進め方等についてご報告させていただこうと考えております。

今後の手続フローにつきましては、本日、報告（2）の地区計画の見直し方針の参考資料として配付しております地区計画の見直し方針案、61ページ、先ほど議論の中でもございましたけども、こちらの都市計画提案制度のフロー図のとおりとなります。区のほうで判断させていただきまして、提案内容と今後の進め方について、10月18日の都市計画審議会に報告をし、フローの中段以降の都市計画法16条、17条に基づく手続を経て、都市計画審議会に付議をしていくということになります。

今後も、本手続の調整状況ですとか日テレ沿道全体の動きにつきましては、特別委員会で継続的に共有させていただき、議論させていただく所存でございます。よろしくお願いいたします。

以上になります。

○嶋崎委員長 はい。この件、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

小枝委員。

○小枝委員 通常ですと、都市計画の提案があった場合、区議会のほうに内容を示して、それを都市計画審議会のほうに出すという流れでやってまいりました。今回は、昨日提案があったということですけども、議会のほうには、その内容についての具体の示しがされないということは、行政だけでどんどん進めるということになりませんか。事実上、都市計画審議会に報告するという行為は、当然、区長がイエス、ノーの意見をつけて出すわけ

ですから、そうすると、それは委員会のほうでもしっかりとやり取りをしながら、これまでではやってきて、適切であるかどうか、手続において、中身の確認が今まではできたんですけれども、特別扱いというふうに、なぜこれだけ特別扱いというふうに言われてしまいましたか。

○加島まちづくり担当部長 今、特別扱いというお話があったんですけれども、さきの特別委員会の中でもご報告をさせていただいて、まだそのときには我々に提案も来ていなかったというところでございます。本日、先ほどの地区計画の見直しの61ページを見ていただくと、その右側の提案制度のフローの中で、提案の受理、区は提案に基づく地区計画を定めるか、遅滞なく判断ということなので、判断した場合には、提案を受け入れないよということになると、右側の地区計画を定める必要がないと認めるときということで、これも都市計画審議会に審議をお願いするような仕組みなんですけれども、その提案をそのまま受け付けるよということの判断をした場合には、左側の提案を踏まえて、地区計画を定める必要があると認めるときということで、この欄で見ていただくと、その下のところで見えていただくと、第16条2項ということで、手続に入っていかなければならないという形なので、我々としては、その提案を受けた、受けたからには、その手続を踏まえてやっていかなければならないということなので、そこら辺は、特別委員会のほうにも報告をさせていただいてやってきているというところでございます。

○小枝委員 その、いい、悪いを言っているんじゃないで、スピード感の問題として、丁寧さの問題として言っているんです。これまでのやり方では、委員会のほうで中身を、議会とどうなのかということを経つか区民の代表としても聞くことによって、実際、行きつ戻りつしながら、正確性を担保してやってきたということがありましたので、これについては、そのいとまを一切認めないというところに、非常に特別だなど。特別扱いなスピード感であるということに関する説明を求めているわけです。

○加島まちづくり担当部長 提案に関しましては、先ほど申し上げたとおり、それがいいか悪いか、行くか行かないかという判断なので、行くという形になりましたら、それはもうその手続をしていかなければならないというところになります。

その提案に関しての、どのような提案があったかということに関しては、特別委員会の中でも、今後、先ほど担当課長が申し上げたように、説明をしながらということで申し上げますので、そういった形で、議会のほうにもお示ししていくのかなというふうには思っております。

○岩田委員 関連。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 昨日あった提案で、もう、すぐ地区計画を定める必要があると認めちゃった感じですか。そんな感じ。

○加島まちづくり担当部長 先ほどご説明したように、61ページの中では、区は提案に基づく地区計画を定めるか、遅滞なく判断ということなので、その判断をすぐしなければならぬというところでございます。

○岩田委員 いや、そういうことではなく、昨日あって、すぐもう、あ、これは地区計画を定める必要があると認めちゃった。こんな、すぐに。

○加島まちづくり担当部長 環境まちづくり部が勝手に決めるわけではございませんので、

決められるわけではございませんので、しっかりと区長、副区長も入っていただいた会議体の中で決定していくという形になるというふうに、そういうふうになります。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 本来であれば、ここに、昨日出されたのであれば、その内容を区長としてどう受け止めたのか、副区長としてもどう受け止めたのかというのを出してこないといけないですね。恐らく千代田区の区議会の歴史の中で、都市計画審議会の案件というのは、全てこの委員会前置で、今、企画総務委員会と環境・まちづくり特別委員会が並列ですけれども、その帰属は、基本的には、都市計画審議会は企画総務委員会マターということに、もう千代田区議会が始まってから、恐らくずっとそういうふうになっております。

本日の機会があるのであれば、それを出すというやり方が一つ。今日が、それがいとまがないということであれば、それを待って都市計画審議会に諮るというのが通常の当たり前のやり方であるということからすると、議会を飛ばして、議会と共に地区計画をつくってきた流れからすると、飛ばしてやるのかということの現実、もう重々分かってやっていらっしゃると思うんですけれども、そういうことが手続だけはしっかりやらないと、結論はみんなで決めていけばいいことなんですけど、非常にそれは特別扱いであると。そうしなければならぬ理由がないんじゃないかなというふうに思います。あったら、教えてください。

○加島まちづくり担当部長 先ほどもご説明したように、提案をされたら、区は手続を進めなければならないというのが、この都市計画提案制度でございます。次回の10月18日の都市計画審議会に諮るというよりも報告です。あくまでも16条の手続、17条の手続を経て、審議という形になります。千代田区では、いきなり16条、17条をやって、いきなり審議のときに都市計画審議会に出すのではなくて、事前に都市計画審議会に報告と、こういったことを今進めようとしていますということ、丁寧にやってきたということなので、今回もそれに倣って、10月18日の都市計画審議会に報告をさせていただくというのが今回の趣旨でございます。

また、先ほどのまちづくりの、都市計画審議会に経るまちづくりの案件に関しまして、企画総務と環境・まちづくり特別委員会、どちらなのかということで、我々が決める立場ではございませんけれども、例えば、今度の審議の常盤橋駐車場に関しても、企画総務委員会に報告していない、環境・まちづくり特別委員会で報告させていただいて、前回は報告し、今回も審議をお願いする。また、富士見二丁目3番街区の再開発事業に関しまして、企画総務委員会に報告せず、環境・まちづくり特別委員会に報告して行ってきたという事例がございます。まちづくりとしては、環境・まちづくり特別委員会がその再開発だとか、地区計画だとかの所管を行っているということで、当時の特別委員会の設置のときに、そういう形だったということの認識で、特別委員会のほうで報告させていただいて、やってきたというところがございます。

ただ、議会の皆様が企画総務委員会ということでやるということであれば、それはそれでそういった形でやっていくということは、そういった取組をする必要もあるのかなというふうには考えております。

○小枝委員 平行線になってもあれですから、指摘をしておきます。

前例としては、小川町三丁目の提案があった。あの提案制度の中では、議会、委員会に

において、しっかりとやり取りをしてきた。それは事実ですので、そうした中で、何というか、修正というか、事実をもう少し修正していくということも出てきましたので、やっぱりそういうルール、手続というものを換え、逸脱すると、都市計画というのはやっぱり手続が大事ですから、まずいなというふうに、私は特別扱いだというふうに指摘をしておきます。

中身のことに少し入らせていただきたいんですけども、提案制度というのは、マスタープランに反した提案もできるんですかということが一つと、地区計画に反した提案もできるんですかということは聞いておきたいんです。

○前田景観・都市計画課長 都市計画の手続のところになりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、提案をする際の要件といたしまして、3点、大きくございます。それが、この先ほどの61ページのところにも記載がありますけれども、一つが、一定の面積以上の一体的な区域であること。これが原則として0.5ヘクタール以上という記載がございます。二つ目のところに、都市計画に関する法令上の基準に適合すること。こちらが、今、ご指摘いただいたところかなというふうに思いますけれども、基本的には、ここで、上位計画、区域マスタープラン、法令等の規定に基づく都市計画に関する基準に適合する必要があるといったことでございます。なので、これに適合していること。その上で、③のところでございますけれども、土地所有者等の3分の2以上の同意等ということで記載がございます。なので、まず1点目の上位計画に即するかどうかということについては、即する、適合させなければならないといったところでございます。

2点目に頂いたのは、地区計画も入るかということなんですけれども、こちらは、提案ができるものとしましては、すみません、ちょっと広く簡潔に話させていただくと、そういった区域マスとか上位計画に当たるようなものの提案は難しいですけれども、そういったものでなければ、基本的には都市計画として提案ができると。地区計画もその都市計画の一つになりますので、提案ができるといったところでございます。

○岩田委員 関連。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 これは、今の地区計画と違うものを提案してきたのであれば、やっぱりこれは地区計画を定める必要があると。つまり、今の地区計画を換えなきゃならないというのであれば、相当、いろんな話し合いをしなければならぬと思うんですよ。さっき、部長がまちづくりだけで決めるんじゃないかと、一応、区長、副区長も交えて話をしましたというけど、何人ぐらいで何時間ぐらい話したんですか。昨日の今日で、そんな簡単に、地区計画、今の地区計画と違うものが出されて、はい、じゃあ、やっぱり必要ですと認めちゃうって、どれぐらいの感じの会議だったんですか。

○加島まちづくり担当部長 よろしいでしょうか。

○嶋崎委員長 はい、どうぞ。

○加島まちづくり担当部長 まだ、その会議というのは行っておりません。本日、この後やる予定でございます。

○岩田委員 えっ。

○加島まちづくり担当部長 いきなり、今日、何でしょう、日本テレビさんの計画の内容

をお示しするというよりも、いろいろまちづくりの中で、こういう動きがあるというのは、かなり頻繁にレクをさせていただいておりますので、そこら辺は、十分、ご理解いただいているというところで、今回、提案が出てきたので、手続を進めていく必要があるもので、どうでしょうかという形になるかなというふうに思っております。

○岩田委員 まだ話をしていないのに、何で必要があると認めるときになっちゃうんですか。それ、ちゃんと話し合いをして、あ、必要があるな、必要ないなというふうに認めるなら——認める、認めないなら分かるんですけど、何の話し合いもしていないのに、あ、必要ですと、それを前提にというのはおかしくないですかね。

○加島まちづくり担当部長 我々はまちづくりとして進めるべきだというふうには思っておりますので、フローとして、こういったフローがありますよという形でご説明させていただいているといったところでございます。

○岩田委員 おかしいよ、それ。

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。

午後2時59分休憩

午後3時02分再開

○嶋崎委員長 再開します。

小枝委員。

○小枝委員 地区計画、今ある12.1ヘクタールの地区計画の目標と整備方針に明らかに反する内容になっていることは、文字面は読みませんが、分かっているんじゃないですか。反しているんですよ。この反する内容をこの先変えることも含んでいるということですか。

○江原翹町地域まちづくり課長 今回、日本テレビの敷地の部分について提案が出てきております。この部分につきまして、これまで特別委員会とかでもご報告させていただきました広場ですとか、バリアフリーですとか、そういったものをきちっと地区施設として位置づけてという形での日本テレビの敷地の中での提案でございます。

12.1ヘクタール、二番町地区地区計画自体を、全てを変更するというのではなくて、ここの日本テレビさんのところの敷地については、その提案をどうかという形で提案を反映した形で変更をかけていくと。今の既存の二番町地区計画については、その日本テレビの敷地の部分を区域から外して、今の二番町地区計画自体は、その他の諸条件については、変更をかけないと。区域の縮小と、日本テレビの敷地を除くという形で、整理をしていくのかなということ考えております。

○小枝委員 分かりました。

12.1ヘクタールの部分を変えずに、そこだけ変えるということが、提案している段階では、矛盾が発生するわけですがけれども、そういうことができる区は思っているということが分かりました。

それと、行ったり来たりするなということなので……

○嶋崎委員長 言っていない、言っていない。

○小枝委員 一つずつ確認しておきますね。

○嶋崎委員長 意見は意見として言ってください。

○小枝委員 それは、基本的には、そういうことは、私は地区計画をつくったときのまち



づくり推進部長の説明からすると、あり得ない。住民主体のまちづくりをするために、マスタープランに基づき、地区計画はかけると言いました。そこからすると、あり得ない。それをやってしまうと、住民とのお約束違反になってしまうということは申し上げておきます。

それと、マスタープランを変える必要が、平成20年に地区計画、それで、令和3年ですよ、区長が、今の区長になってからの今のマスタープランの中に、中高層、今の地区計画と同じような表記がなされている。このマスタープランでは、そっちに将来像が向かいたいけれども、それが担保できないから、地区計画で担保してきた。で、困った人は、じゃあ、地区計画をかけなさいよと言って、みんな努力してやってきた。それからすると、マスタープランも変えないでいいのか。つまり、マスタープランにも反していて、地区計画にも反していて、将来像と異なるものをやっていいと。同じ、前の区長が決めたんじゃない、今の区長が決めたものに反することをやっていいのかということをお伺いします。○前田景観・都市計画課長 では、すみません。私のほうから、マスタープランのところのお話が出ましたので、お答えをさせていただきます。

マスタープランの中では、ご指摘のありました中高層等の記載があるというのは事実でございます。一方で、この説明会等でも私のほうからもご案内してございますが、この全てが中高層、エリアを見たときに、地域を見たときに、高さがかかなり高くなってしまいうようなことが起きれば、やはり中高層のまちなみというのは現実的に難しいだろうと。一方で、そこから一つのところを、地域課題を解決するという意味で、そこは地域の中で課題とかも意見交換しながら、認識しながらやっていくということであれば、それは一つ考え方としてはあるのではないかとということでご案内をしてきたといったところでございます。

つきましては、中高層といった考え方の中にも、それが本当に、あくまで事例ですけれども、面的に全部それを超えるような高さになってしまうのかどうなのかということをお伺いして、今回のご指摘のところを地域の中でそういった課題を解決できるものになるかどうかといったことを照らし合わせて、解決がなされるのであれば、考え方としてはあるのかなというふうに認識をしているところでございます。

○小枝委員 まあ、苦しいですね。平成20年の地区計画とも反して、マスタープランとも反する内容の提案があったことを、提案があったという事実はいいとしても、それを行政が認めていくというか、反することを認めていくというような答弁は厳しいなというふうに思います。

行ったり来たりをするなという委員長のご命令ですので、次の条例議決、これは、都市計画概要にこういうふうになっていて、条例議決の丸があるところと、ほとんど丸なんですけど、このケースは丸がつくのか、つかないのか。手続論ですので、お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 委員長、まちづくり担当部長。

○嶋崎委員長 部長。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと、建築指導課長がいないので。

二番町の地区計画に関しても建築条例がかかっておりますので、その変更という形なので、条例の変更ですね、その議決は必要になってくるというふうに考えております。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 あと、公聴会は、この件に関してはどういう扱いになるんですか、お答えください。

○江原麴町地域まちづくり課長 このフローの中で、地区計画ですね、16条2項に基づく形で、次進めていくのかなと考えているところでございます。

○小枝委員 公聴会はと聞いています。

○江原麴町地域まちづくり課長 あ、ですんで、公聴会の開催ではなく、この地権者の方々ですね、16条2項のこちら側の右のほうのフローに基づいてという形かなというふうに考えております。

○小枝委員 その12.1ヘクタール内の地権者数とか住民数、事業者数ということ把握していますか。この1.3ヘクタールというのは、約1割なんですね。二番町全体の数を把握していたら、ご答弁ください。

○江原麴町地域まちづくり課長 二番町地区の現在の地区計画12.1ヘクタールにおいて、住民の方々、約1,100名という形になっております。

○小枝委員 地権者数は。

○嶋崎委員長 1,100名。

○江原麴町地域まちづくり課長 1,100名です、地権者数。

○小枝委員 住民数。それは住民、地権者数か。

○江原麴町地域まちづくり課長 地権者数です。

○小枝委員 住民数は。

○江原麴町地域まちづくり課長 区民数は、ちょっとすみません、今、即答できないので、申し訳ないです。

○岩田委員 区民数。

○小枝委員 うん。

じゃあ、最後。そういうのはちゃんと。知らずに進んではいけないと思います。

次、行きます。今、このエリアは避難所のスペースが狭くなっていたり、学校の教室が足りなくなったり、地下鉄のホーム、ホームは別に踊り場で終わるわけじゃなくて、ホームまで行くわけですから。あそこは16メートルでしたかね。通りの幅が狭いので、結局、ホームの幅も狭いわけです。そこを突破することはできないということだったと思うんですけども、大丈夫だと幾ら事業者が言っても、平河町のように、ああいう事例が出てくるわけで、そういう事業者が大丈夫だと言っても、その周辺環境の悪化に対する行政の責任がどういうふうに果たさせるのか。そして、どう指導しているのか。それから、エレベーターはつくけど、総合設計だと、何ですか、エスカレーターはつかないみたい書いてあるんですけども、どうして自分の社屋を造るのに、エスカレーターがつかない開発をするはずがないというふうなこともあるのに、容積緩和の、何というんですか、緩和すること、470%を700%にすることで、どのぐらいの延べ床の緩和になるんですか。

提案者の、住民の方たちの提案は、結構、何というか、寛容な部分もあって、容積緩和は必要に応じてしてもいいのではないかと——とは言いなかつたんですけども、700%を上限として、そういう貢献度に基づいてということをおっしゃっていたので、非常に、ある意味、対話の糸口が開かれてきているというふうに思ったもんですから、延べ床の容

積緩和に基づく余剰分というのは、どのくらいの広さというふうに、今、把握していて、それに基づいて、当然、利益率もカウントできるわけですから、そこは数字的にもしっかりと見える化しないといけないのかなというふうに思うんですね。どうでしょうか。把握していますか。全体の延べ床が幾らで、緩和したことによる余剰分というのは幾らなんでしょう。

○江原麴町地域まちづくり課長 今、容積率の設定に関するご質問でございました。今回、再開発等促進区を定める地区計画になりますので、東京都の運用基準に基づいて、空地の評価容積、並びに、地区外、麴町の駅の地下の通路も拡幅工事をいたしますので、それらの貢献を全て算定基準に基づいてはじいたところ、770%という形になるところを、今回、700%という設定で設定しているというところでございます。

○小枝委員 床では。

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。

午後3時13分休憩

午後3時20分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

答弁漏れがあるようなので、答弁から入ります。担当課長。

○江原麴町地域まちづくり課長 すみません。先ほど小枝委員のほうから容積率並びに面積のほうもご質問としてございました。従前は、加重平均で今470%の容積率なんですけども、延べで日本テレビさんの敷地全体で約6万1,000平米。開発後は、全体700%という設定を今してございますので、約8万7,500平米というところで、前後で2万6,500平米、容積対象面積ベースで上がるというところでございます。

もう一点、先ほど二番町の人口について……

○嶋崎委員長 詳細ね。

○江原麴町地域まちづくり課長 はい。すみません。

○嶋崎委員長 はい、どうぞ。

○江原麴町地域まちづくり課長 住民基本台帳、令和4年1月1日現在のものですね、1,780名となっております。

○嶋崎委員長 はい。

○江原麴町地域まちづくり課長 以上2点、お願いします。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、その他事項を終了いたします。

最後に、日程3、閉会中の特定事件継続調査事項につきましては、当委員会閉会中といえども開催ができるよう、議長に申し入れたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもって、終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時22分閉会